

宝塚市宅地造成及び特定盛土等規制法の 手続に関する手引

令和8年4月

宝塚市都市整備部
開発審査課

目 次

序 章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要	1
第1節 法制定の趣旨及び改正経緯	1
第2節 宅地造成等に関する工事の許可等に関する相談窓口	3
第1章 総 説	4
第1節 定 義	4
第2章 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域	12
第1節 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域	12
第3章 宅地造成等工事規制区域における宅地造成等に関する工事等の規制	14
第1節 宅地造成等に関する工事の許可申請前の手続き	14
1 住民への周知	14
2 許可申請前の手続き	17
第2節 宅地造成等に関する工事の許可	18
1 許可を要する工事	18
2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事	25
3 許可の申請	31
4 許可の基準	48
5 許可の条件等	60
6 国等の許可の特例	69
7 都市計画法に基づく開発行為の許可を受けたときの法の許可の特例	71
第3節 変更の許可等	74
1 変更の許可の申請	74
2 軽微な変更の届出	75
3 都市計画法に基づく開発行為に関する変更の許可を受けたときの特例等	75
第4節 完了検査等	76
1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査	77
2 土石の堆積に関する工事の完了確認	78
第5節 中間検査	79
1 中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模	80
2 特定工程	80
3 中間検査の申請	80
4 中間検査の実施	80
第6節 定期の報告	81
1 定期の報告を要する宅地造成等の規模	82
2 定期の報告の期間	82
3 定期の報告	82
第7節 工事の中止、再開又は廃止の届出	84

1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事中止の届出	84
2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事再開の届出	84
3	宅地造成等に関する工事の廃止の届出	84
第8節	工事等の届出	85
1	宅地造成等工事規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関する工事の届出	85
2	擁壁等に関する工事の届出	90
3	公共施設用地の転用の届出	91
第9節	建築基準法の確認済証を受けようとする者等へ交付する証明書	92
1	証明する事項	92
2	証明書の交付申請	92
3	申請書に添付する書類	93
第10節	手数料	96
1	宅地造成等に関する工事の許可等の手数料	96
第11節	監督処分	98
1	許可の取消し	98
2	規制区域内の工事主等に対する措置命令	98
3	規制区域内の土地所有者に対する措置命令	99
4	市長による災害防止措置の代執行	99
第12節	土地の保全等	101
1	土地所有者等の責務	101
2	土地所有者等への勧告	101
第13節	改善命令	102
1	土地所有者等への改善命令	102
2	土地所有者等以外の者への改善命令	102
3	市長による改善工事の代執行	102
第14節	立入検査及び報告の徴収	103
1	立入検査	103
2	報告の徴収	103
第15節	経過措置	104
1	旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を要しない場合の手続	104
2	旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を要しない場合の手続	105
3	旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を受ける場合の手続	106
4	旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を受ける場合の手続	107
第4章	罰則	109
第1節	罰則	109
1	罰則の内容	110
2	両罰規定	111

凡 例

法 : 宅地造成及び特定盛土等規制法

令 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

県規則 : 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事
の規制等に関する規則

市細則 : 宝塚市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則



: 法、令、省令、県規則、市細則

序 章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

第1節 法制定の趣旨及び改正経緯

昭和36年、全国的に梅雨前線豪雨が襲い、崖崩れや土砂の流出が起これり人命や財産に多大な被害をもたらした。このため、実効性のある宅地造成^{※1}の基準が緊急に求められ、宅地造成等規制法（この節において「旧法」という。）が、同年11月に公布、翌年の昭和37年に施行された。

当時の旧法では、建設大臣が、関係都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内の土地については、指定都市。）の申出に基づき、宅地造成^{※1}に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域に指定し、当該区域内における宅地造成^{※1}に関する工事を行う工事主は、都道府県知事（指定都市の区域内の土地については、指定都市の長。）の許可を受けなければならないこととされた。

その後、平成3年に、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律（平成3年5月法律第79号）により、宅地造成工事規制区域の指定については、都道府県知事（指定都市の区域内の土地については、指定都市の長。）が、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見を聴いて指定することとされた。

また、平成6年に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成6年6月法律第49号）により、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内においては、中核市の長が宅地造成工事規制区域を指定し、当該区域内における宅地造成^{※1}に関する工事の許可等の事務を処理することとされた。

さらに、平成11年に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月法律第87号）により、改正前の地方自治法第252条の26の3第1項の特例市（以下「施行時特例市」という。）の区域内においては、施行時特例市の長が宅地造成工事規制区域を指定し、当該区域内における宅地造成^{※1}に関する工事の許可等の事務を処理することとされた。

平成18年には、兵庫県南部地震や新潟県中越地震の被害を受け、旧法が改正され、新規造成工事を規制する「宅地造成工事規制区域」とは別に、崩落等の危険のある既存の造成宅地を「造成宅地防災区域」として都道府県知事（指定都市、中核市又は施行時特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は施行時特例市の長。）が指定し、宅地所有者等に対して必要な勧告及び命令を行うことができることとされた。さらに、宅地造成^{※1}に伴う災害の防止を万全とするため、宅地造成工事規制区域内における宅地造成^{※1}に関する工事の許可及び都市計画法に基づく開発許可^{※2}の基準として、必要な地下水排除工の設置及び締め固めに係る工法の明確化に係る技術的基準が追加された。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土又は不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、宅地造成等^{※3}に伴う災害の防止は喫緊の課題となっていることから、宅地造成等^{※3}による災害から国民の生命を守るため、令和4年に、旧法の「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正され、宅地^{※4}又は農地等^{※5}における危険な宅地造成等^{※3}を包括的に規制することとされた。

法では、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。）は、宅地造成等^{※3}に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等区域^{※6}であって、宅地造成等^{※3}に関する工事について規制を行う必要があるものを「宅地造成等工事規制区域」に、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等^{※7}又は土石の堆積^{※8}が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域^{※6}その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定することができることとされ、当該区域内においては、盛土又は切土だけでなく、単なる土捨て行為又は土石の一時的な堆積についても規制の対象とされた。

また、宅地造成等^{※3}の安全性を確保するため、宅地造成等^{※3}を行う土地の地形・地質等に応じて、

災害防止のために必要な許可基準を設定するとともに、大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きい宅地造成等^{※3}については、完了検査に加え、施行時の中間検査及び定期報告の実施が規定された。

さらに、工事完了後においても継続的に盛土又は切土の安全性を担保するため、盛土又は切土が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化し、災害防止のため必要なときは、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。）は、土地所有者等や原因行為者に対して是正措置等の命令を行うことができることとされた。

なお、法改正に伴い、施行時特例市の区域においても、都道府県知事が宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域又は造成宅地防災区域を指定し、当該区域内における宅地造成等^{※3}に関する工事の許可等の事務を処理することとなった。

- ※1 旧法第2条第2号の宅地造成
- ※2 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可
- ※3 法第2条第2号の宅地造成、同項第3号の特定盛土等又は同項第4号の土石の堆積
- ※4 法第2条第1号の宅地
- ※5 法第2条第1号の農地等
- ※6 法第10条第1項の市街地等区域
- ※7 法第2条第3号の特定盛土等
- ※8 法第2条第4号の土石の堆積

第2節 宅地造成等に関する工事の許可等に関する相談窓口

相談窓口	電話番号	管轄地域
まちづくり部建築指導課 開発指導班	078-341-7711	—
阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり建築課	0797-83-3192	芦屋市、伊丹市*、猪名川町
東播磨県民局加古川土木事務所 まちづくり建築課	079-421-9227	高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局加東土木事務所 まちづくり建築課	0795-42-9406	西脇市、三木市、小野市、加西市、 加東市、多可町
中播磨県民センター姫路土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	079-281-9567	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの 市、市川町、福崎町、神河町、太子 町、上郡町、佐用町
但馬県民局豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	0796-26-3756	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、 新温泉町
丹波県民局丹波土木事務所 まちづくり建築課	0795-73-3862	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局洲本土木事務所 まちづくり建築課	0799-26-3246	洲本市、南あわじ市、淡路市

※ 都市計画法の開発行為の許可等に関する事務は、伊丹市が相談窓口となる。

指定都市、中核市及び事務処理市で行われる宅地造成等に関する工事の許可等はそれぞれの市役所が相談窓口となる。

相談窓口	代表電話番号	管轄地域
神戸市防災局防災課	078-332-8181	神戸市（指定都市）
姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課	079-221-2111	姫路市（中核市）
西宮市都市局建築・開発指導部開発審査課	0798-35-3151	西宮市（中核市）
尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課	06-6489-6612	尼崎市（中核市）
明石市都市局住宅・建築室開発審査課	078-912-1111	明石市（中核市）
加古川市都市計画部まちづくり指導課	079-421-2000	加古川市（事務処理市）
宝塚市都市整備部開発審査課	0797-71-1141	宝塚市（事務処理市）
川西市都市政策部建築指導課	072-740-1111	川西市（事務処理市）
三田市都市整備部審査指導課	079-563-1111	三田市（事務処理市）

第1章 総 説

第1節 定 義

【法】

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第21条第4項及び第40条第4項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

【令】

(定義等)

第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。
- 4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(公共の用に供する施設)

第2条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

(宅地造成及び特定盛土等)

第3条 法第2条第2号及び第3号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メ

一メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

（土石の堆積）

第4条 法第2条第4号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが2メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

【省令】

（公共の用に供する施設）

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第2条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設とする。

2 令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

(1) 宅地

農地等及び公共施設用地以外の土地

(2) 農地等

農地、採草放牧地及び森林

(3) 公共施設用地

次のアからウまでに掲げるもの

ア 道路、公園及び河川

(ア) 道路

道路法（昭和27年6月10日号外法律第180号）による道路、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路とする。

(イ) 公園

都市公園法（昭和31年法律第79号）による公園、国又は地方公共団体が管理又は監督する公園、自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国、地方公共団体その他の公共団体が執行する施設とする。

イ 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設（自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域をいう。）の用に供されている土地

ウ 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の用に供されている土地

(4) 崖

地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

(5) 崖面

崖の地表面

(6) 崖の勾配

崖面の水平面に対する角度

(7) 一体のものとみなす上下の崖

小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるその上下の崖とする。

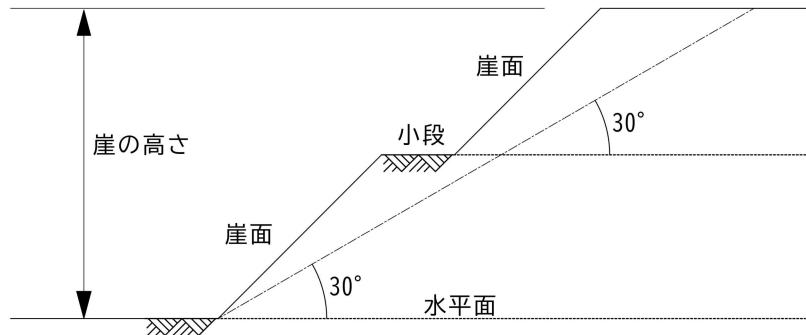


図 1-1-1 一体の崖とみなす場合

(8) 宅地造成等

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）とする。

宅地造成等は、宅地又は農地等において行われる行為を指すため、公共施設用地において行われる行為は、宅地造成等に該当しない。

なお、宅地又は農地等において行われる宅地造成等は、公共施設用地における行為と一体的に行う場合であっても、宅地造成等に該当することに留意する。

ア 宅地造成又は特定盛土等

(ア) 宅地造成

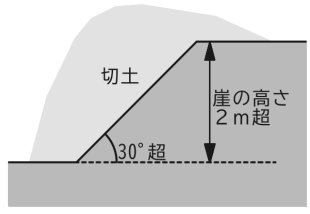
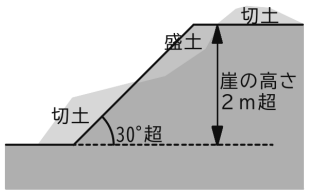
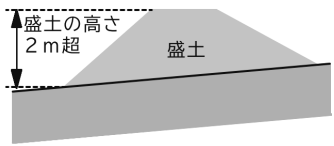
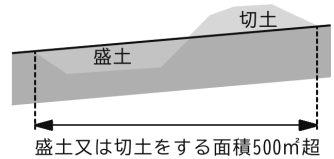
宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で表 1-1-1 に示すもの

(イ) 特定盛土等

宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして表 1-1-1 に示すもの

表 1-1-1 宅地造成又は特定盛土等の土地の形質の変更（法律上の用語の定義）

	土地の形質の変更	イメージ図
盛土	① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 m を超える崖を生ずることとなるもの	

切土	② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの	
盛土・切土	③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②を除く）	
盛土	④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが2mを超えるもの	
盛土・切土	⑤ ①から④までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの	

(ウ) 盛土又は切土の高さ

盛土又は切土をした後の地盤面の高低差の最大値

(エ) 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差

同一位置における盛土又は切土をする前後の標高の差

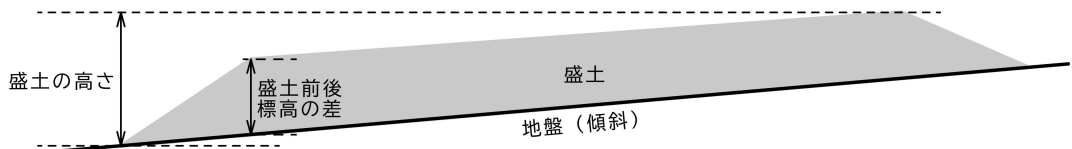


図1-1-2 盛土の高さ及び盛土前後の標高の差のイメージ図

(オ) 窪地における盛土の取扱い

周囲の地盤面より低い地盤面にある土地（以下この(オ)において「窪地」という。）における、周囲の地盤面（周囲の地盤面に高低差がある場合は、周囲の地盤面の標高が最も低い部分の標高）まで行う土の充填は、単なる埋戻しであることから土地の形質の変更に該当せず、盛土でないものと取り扱う。ただし、人工池である貯水池、調整池などの既に盛土をした後の窪地内の地盤に土を充填する場合は、埋戻しではなく盛土とする。

なお、窪地を周囲の地盤面まで埋戻した後の土地の地盤面において、当該地盤面に土を盛ることは、土地の形質の変更に該当する盛土とする。

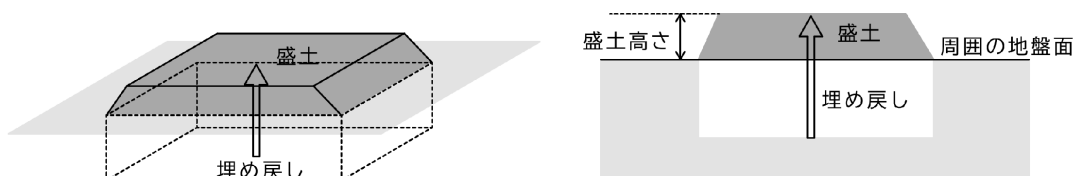


図1-1-3 窪地における盛土の取扱い

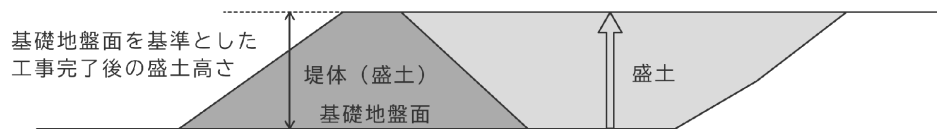


図1-1-4 既に盛土をした後の窪地内の地盤に土を充填する場合の取扱い

イ 土石の堆積

宅地又は農地等において行う土石の堆積（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）で表1-1-2に示すもの

なお、一定期間とは、工事の期間が許可の日（許可が不要な場合にあつては、工事に着手する日）から起算して5年以内の期間とする。

表1-1-2 土石の堆積（法律上の用語の定義）

土石の堆積	イメージ図
① 高さが2mを超える土石の堆積	
② ①に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの	

(ア) 土石

土石とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものとする。

(イ) 土砂

土石のうち土砂とは、次のaからeまでのいずれかに該当するものとする。

- a 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- b 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- c 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- d 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- e 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

(ウ) 岩石

土石のうち岩石とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものとする。

(エ) 土石の堆積の高さ

土石の堆積をした後の地盤面の高低差の最大値とする。

(オ) 土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差

同一位置における土石の堆積をする前後の標高の差とする。

ウ 法の規制の対象とならない行為

次に掲げる土地利用のために土地の形質を維持する行為などの行為については、災害の危険性を増大させないことから、土地の形質の変更又は法の規制対象となる土石の堆積に該当しない。

- (ア) グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し
- (イ) 通常の営農行為の範疇にある耕起等

農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為を例示すると、『通常の生産活動』並びに『ほ場管理のための「耕起」、「代かき」、「整地」、「畝立」、「けい畔の新設、補修及び除去」、「暗きょ排水の新設及び改修」、「樹園地における樹木の改植」及び「盛土や切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根や整地など)」』が挙げられる。

表1-1-3 通常の営農行為等の例示

区分	土地の形質の維持に該当する行為 (通常の営農行為であり法の規制対象外)	土地の形質の変更に該当する行為
例	<ul style="list-style-type: none"> ① 耕起、代かき、整地、畝立て ② けい畔の新設・補修・除去 ③ 土壌改良材(基肥、たい肥等)の投入 ④ 農業用暗きょ排水の新設・改修 ⑤ 樹園地における樹木の改植 ⑥ 盛土又は切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根、整地等) ⑦ 表土の補充(宝塚市農業委員会が通常の営農行為と判断したもの)・表土の入れ替え 	<ul style="list-style-type: none"> ① ほ場の大区画化・均平・勾配修正 ② 盛土を伴う田畑転換 ③ 農道の整備 ④ 農業用施設用地の整備 ⑤ 表土の補充(左欄の⑦に該当しないもの)

農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、宝塚市農業委員会事務局に確認すること。

- (ウ) 建築物又は工作物の建築、築造又は解体に伴う掘削又は埋戻し
- (エ) 自然災害により被災した土地を盛土又は切土により被災前の地形に原状回復する行為
- (オ) 地山の地形に即して造成する農地
- (カ) 文化財保護法の指定等を受けた文化財の補修
- (キ) 次に掲げる土石の堆積

- a 試験、検査等のための試料の堆積
- b 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- c 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
- d 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積*

※ 主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等について、敷地内において商品若しくは製品の原材料となる土石を堆積する場合又は商品若しくは製品である土石を堆積する場合は、法の規制対象となる。

(9) 工事主

工事主とは、宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその

工事をする者

(10) 工事施行者

工事施行者とは、工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者

(11) 擁壁等

擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい若しくはグラウンドアンカーその他の土留

(12) 崖面崩壊防止施設

崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして省令第11条で定める、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設

擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして次の事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、崖面を覆う。


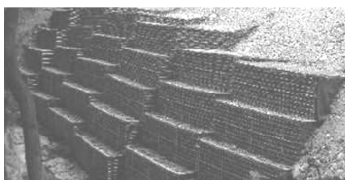

ア 盛土又は切土をした後の地盤の変動

イ 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入

ウ 擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

なお、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合、将来にわたって土地の安全性を確保することが極めて重要であることから、原則として崖面崩壊防止施設は設置しない。特に、擁壁を設置することができる土地や建築物の敷地として利用する土地などの地盤の変動が許容されない利用をする土地においては、設置することができない。

表 1-1-4 主な崖面崩壊防止施設の工種

工種名	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオキスタイル補強土壁工
イメージ写真			
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性	高い（中詰め材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能）		中程度（一般に排水施設を設置）

(13) 地滑り抑止ぐい等

地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留

(14) 地表水等

地表水又は地下水

(15) 擁壁の勾配

擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）とを含む面の水平面に対する角度

(16) 擁壁の高さ

擁壁の上端と下端との垂直距離

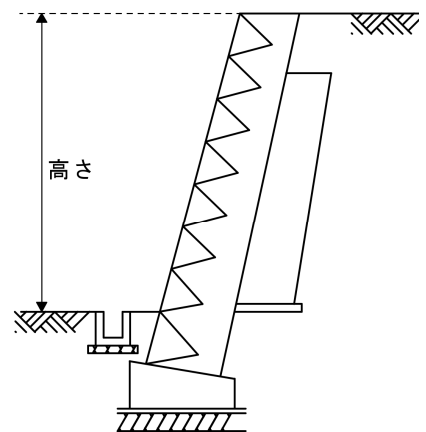


図 1-1-5 擁壁の高さ

(17) 溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地）

山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地であつて、次のアからウまでに掲げるものとする。

ア 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

イ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況がアの土地に類する状況を呈している土地

ウ ア及びイの土地並びにその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

なお、具体的には、地形図等を用いて判読された溪床勾配10度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲とする。

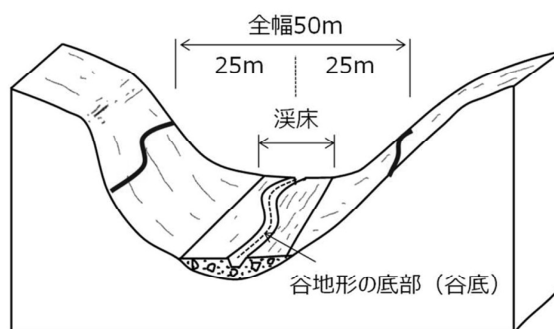


図1-1-6 溪流等の概念図

(18) 平地盛土

勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものとする。

(19) 腹付け盛土

勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものとする。

(20) 谷埋め盛土

谷や沢を埋め立てて行う盛土とする。

(21) 宅地造成等に関する工事

宅地造成等及びそれに伴う擁壁等の設置その他災害を防止するため必要な措置を行う工事とする。

第2章 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

第1節 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

【法】

第3章 宅地造成等工事規制区域

第10条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第5項及び第26条第1項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

（土地の保全等）

第22条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

第5章 特定盛土等規制区域

第26条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第5項及び第45条第1項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

（土地の保全等）

第41条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

(1) 宅地造成等工事規制区域（宝塚市全域に指定）

宅地造成等工事規制区域は、宅地造成等に伴う災害から人命を守るために知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）が指定する区域であり、宅地造成等に関する工事を規制する区域を指定する。宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

(2) 特定盛土等規制区域（宝塚市は指定なし）

特定盛土等規制区域は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害から人命を守るために知事が指定する区域であり、区域内で新たに行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を規制する区域を指定する。

特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

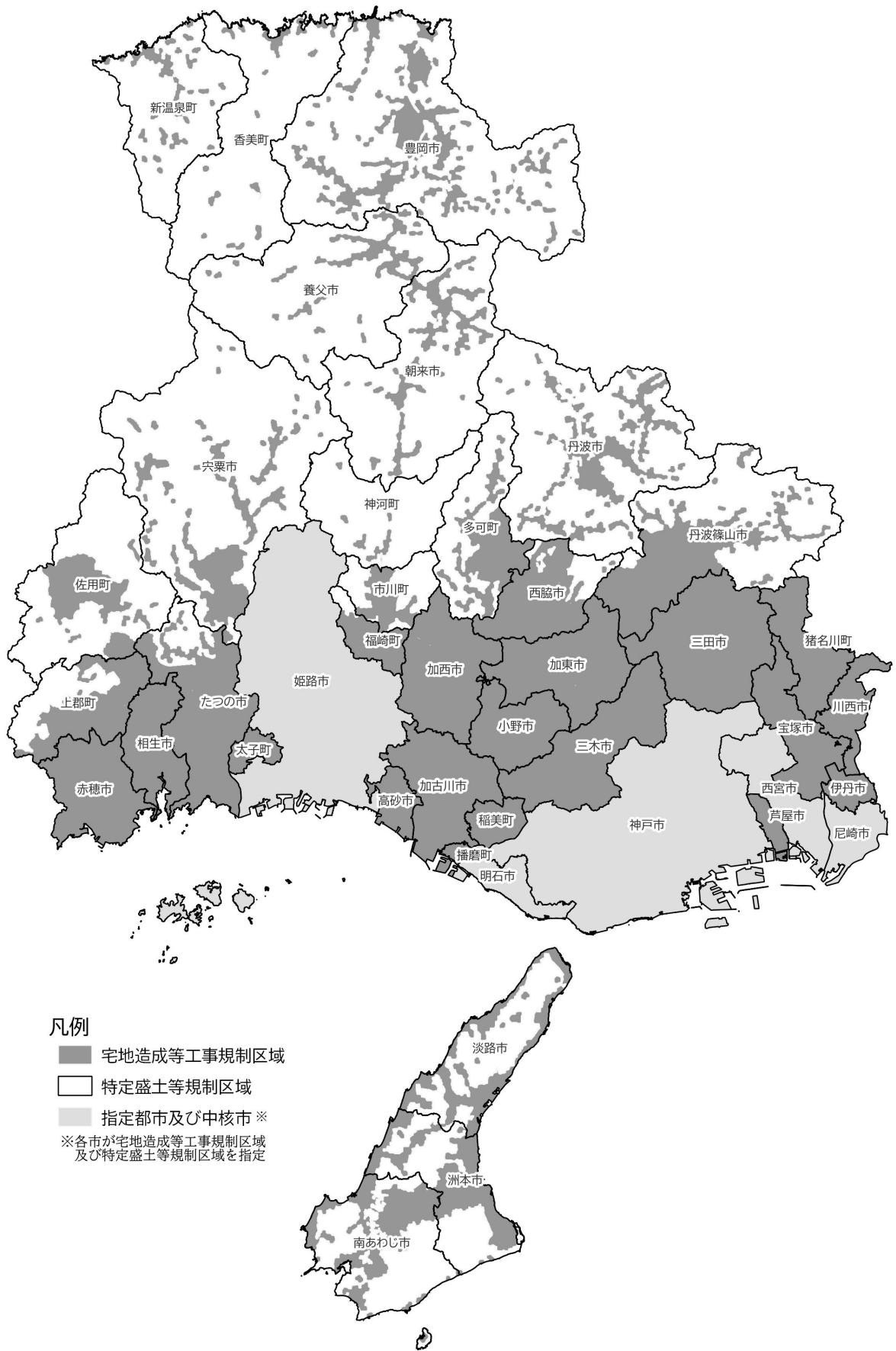


図 2 - 1 - 1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況（令和 7 年 4 月 1 日指定）

第3章 宅地造成等工事規制区域における宅地造成等に関する工事等の規制

第1節 宅地造成等に関する工事の許可申請前の手続き

1 住民への周知

【法】

(住民への周知)

第11条 工事主は、次条第1項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【省令】

(住民への周知の方法)

第6条 法第11条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条及び次条第1項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第1号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

【令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第7条

- 2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

【省令】

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第12条 令第7条第2項第2号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を示している土地
- 三 前2号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

(1) 住民への周知の方法

許可の申請（法第12条第1項のものに限る。）をするときは、あらかじめ、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、次に掲げるいずれかの方法による当該宅地造成等に関する

工事の内容を周知させるために必要な措置を講じなければならない。ただし、溪流等において高さが15mを超える盛土をする場合は、アの説明会を開催する必要がある。なお、周知する住民には、周知対象地に住所を有する店舗や工場等の法人も含まれる。

ア 説明会の開催

宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。

イ 書面の配布

宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。

ウ 掲示とインターネット掲載

宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。インターネットを利用した措置に当たっては、周辺の住民が容易に当該周知内容を検索できるように配慮する。

エ 条例に基づく近隣住民への説明の実施

宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（以下、「開発まちづくり条例」という。）の特定開発事業に該当する場合、開発まちづくり条例に基づく近隣住民等への説明を実施すること。なお、開発まちづくり条例に基づく近隣住民等への説明については、当該条例に基づく説明事項に加えて、表3-1-1に示す項目にも留意すること。

(2) 周知する工事の具体的内容

住民へ周知する工事の具体的内容は、表3-1-1の区分に応じた項目を標準とする。

表3-1-1 周辺地域の住民に周知する工事の内容

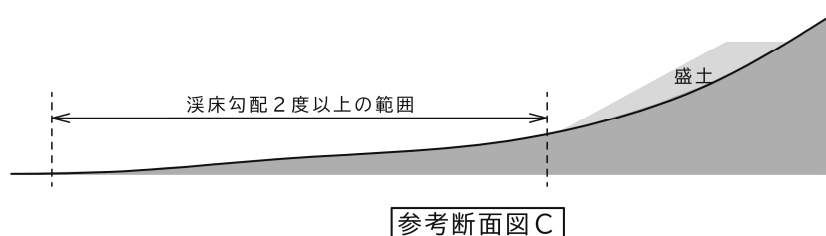
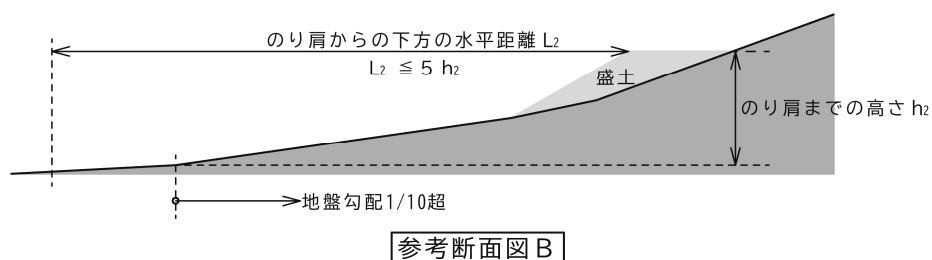
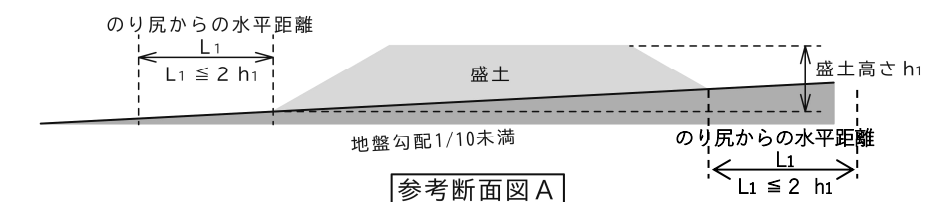
区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 盛土又は切土の高さ ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑦ 盛土又は切土の土量 ⑧ 工事が施行される土地の位置図
土石の堆積	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ 工事が施行される土地の位置図

(3) 住民への周知を行う範囲

住民への周知を行う範囲は、表3-1-2の盛土等の区分に応じた住民への周知を行う範囲の考え方を標準とする。ただし、開発まちづくり条例に基づく近隣住民等への説明を実施する場合、開発まちづくり条例の対象範囲の考え方とする。

表 3-1-2 工事について住民への周知を行わなければならない範囲の考え方

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考断面図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	盛土等の境界（のり尻（切土を行う場合はのり尻及びのり肩の両方）から盛土等の高さ h_1 に対して水平距離 $2h_1$ 以内の範囲（※参考断面図 A の L_1 の範囲）	A
④腹付け盛土	盛土のり肩までの高さ h_2 に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h_2$ 以内の範囲（※参考断面図 B の L_2 の範囲）	B
⑤溪流等における盛土 ⑥谷埋め盛土（⑤を除く） ⑦腹付け盛土のうち、断面参考図 B の L_2 の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（⑤を除く）	下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲	C



(4) 住民への周知実施報告書の記載内容

宅地造成等の工事許可申請書に添付する住民への周知に関する措置を講じたことを証する書類は、次の内容を記載した住民への周知実施報告書（様式例 3）とする。

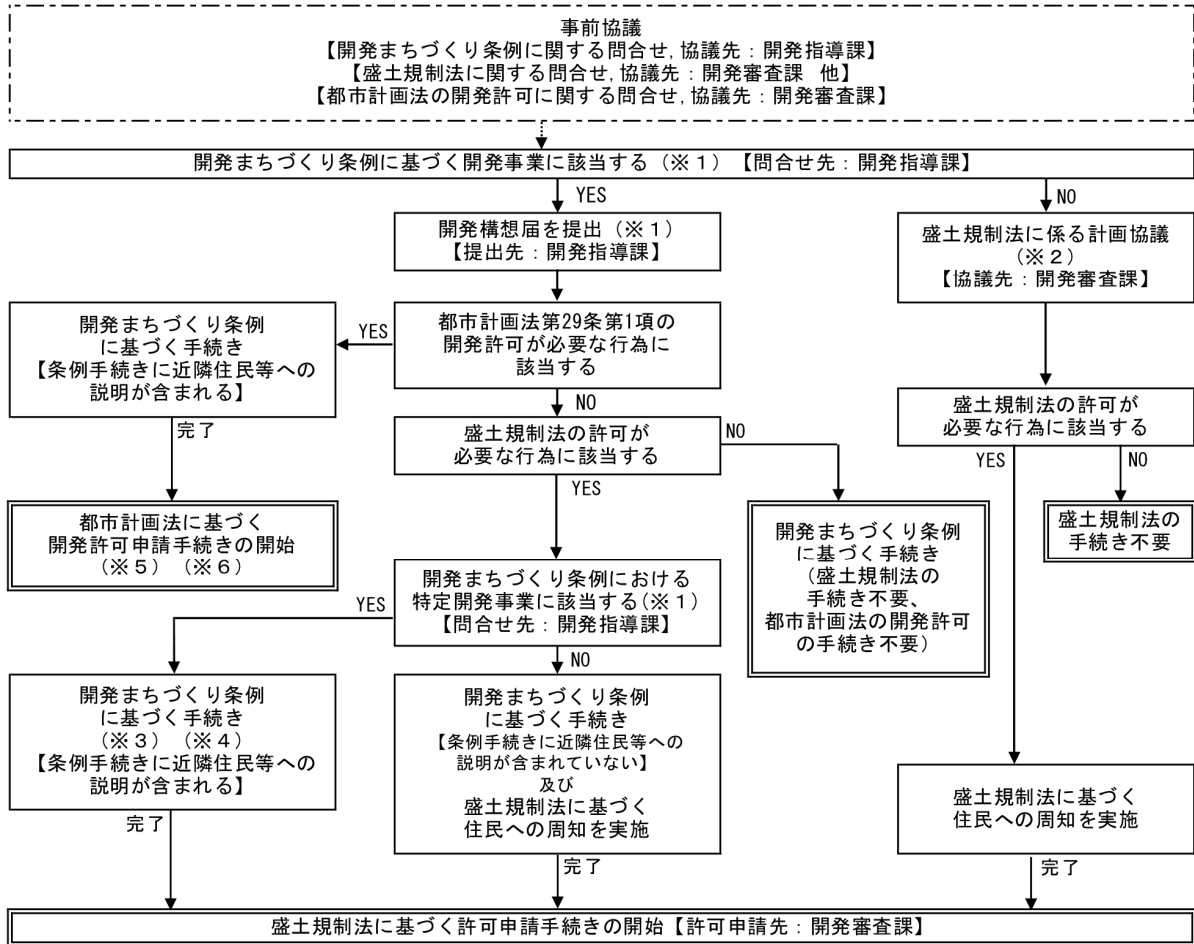
- ア 工事主の氏名又は名称
- イ 工事が施行される土地の所在地
- ウ 工事施行者の氏名又は名称
- エ 周知範囲（周知範囲の位置が分かるよう、地籍図又は住宅地図等に図示すること。）
- オ 周知のための措置
- カ 周知期間（説明会を開催した場合は、開催の通知方法、開催日時・場所を記載すること。）
- キ 周知内容（説明会資料、配布書面並びに掲示及びインターネットへの掲載内容が分かる書類を添付すること。）

(5) 変更許可の申請に係る住民への周知

宅地造成等に関する工事の変更許可の申請（法第 16 条第 1 項）をするときは、あらかじめ住民への周知を行うことは法に規定されていないが、当初許可の申請の前に行った周知の内容から大幅な変更が生じた場合は、再度の周知を行う事が望ましい。

2 許可申請前の手続き

宅地造成等に関する工事の許可申請前に、図3-1-1に示す開発まちづくり条例等の手続き及び住民への周知を実施しなければならない。(図3-1-1において、宅地造成及び特定盛土等規制法を「盛土規制法」という。)



- ※1 開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（開発まちづくり条例）に基づく開発事業を行う場合は、条例手続きが必要です。
 <<開発まちづくり条例の開発事業に該当しないもの>>
 ・ 農地、山林等における特定盛土等で、宅地以外の土地利用を目的とする造成行為
 ・ 土石の一時的な堆積
- ※2 盛土規制法の許可の要否が判断できる資料を添えて、計画協議書を提出すること。
 <<添付資料>>
 ① 位置図
 ② 現況平面図・断面図
 ③ 計画平面図・断面図（切盛、構造物を明記）
 ④ その他、事業計画の確認に必要な書類
- ※3 開発まちづくり条例の手続きにおける近隣住民等への説明については、当該条例に基づく説明事項に加えて『第3章 第1節 1 住民への周知（1）住民への周知の方法』に示す『表3-1-1 周辺地域の住民に周知する工事の内容』にも留意すること。
- ※4 溪流等において高さが15mを超える盛土が含まれる場合は、開発まちづくり条例の手続きにおける近隣住民等への説明に加えて、『第3章 第1節 1 住民への周知（1）住民への周知の方法』に示す『ア 説明会の開催』を実施すること。
- ※5 都市計画法第29条第1項の開発許可の際に、盛土規制法の許可を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事が含まれる場合、盛土規制法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる。（みなし許可）（『第3章 第2節 7 都市計画法に基づく開発行為の許可を受けたときの法の許可の特例』参照）
- ※6 都市計画法第29条第1項の開発許可の際には、盛土規制法の許可を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事が含まれていない場合で、開発許可後の変更により盛土規制法の許可対象となる場合は、改めて当該工事の工事主が盛土規制法の許可を受けなければならない。（『第3章 第3節 3 都市計画法に基づく開発行為に関する変更の許可を受けたときの特例等』参照）
 その場合、盛土規制法の許可申請の前に、改めて盛土規制法に基づく住民への周知を実施しなければならない。

図3-1-1 開発まちづくり条例等の手続き及び住民への周知（許可申請前の手続きの流れ）

第2節 宅地造成等に関する工事の許可

1 許可を要する工事

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

【令】

(宅地造成及び特定盛土等)

第3条 法第2条第2号及び第3号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

(土石の堆積)

第4条 法第2条第4号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが2メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第5条 法第12条第1項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第25条

2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第8条 令第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

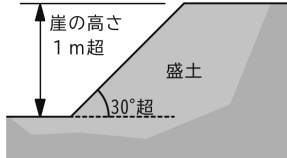
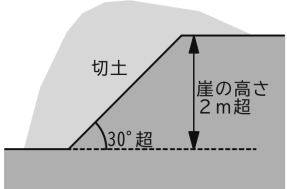
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
 - イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

(1) 宅地造成等工事規制区域内

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

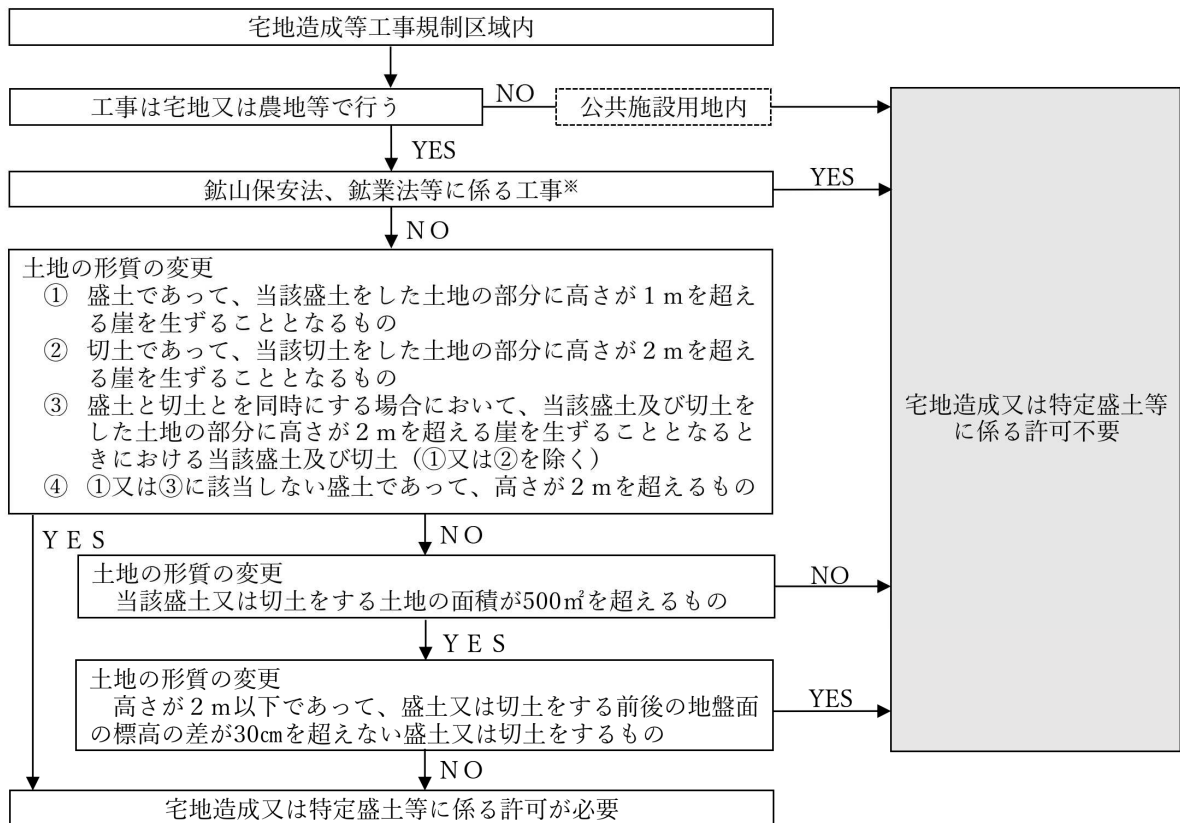
宅地造成等工事規制区域内において、表3-2-1に示す宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして令第5条で定める工事（詳細については「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」を参照）については、この限りでない。

表3-2-1 宅地造成又は特定盛土等の土地の形質の変更

	土地の形質の変更	イメージ図
盛土	① 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの	
切土	② 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの	

盛土 ・ 切土	③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②を除く）	
盛土	④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが2mを超えるもの	
盛土 ・ 切土	⑤ ①から④までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（盛土又は切土の高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないものは許可を要さない*）	

※「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」参照



※ 「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」参照

図3-2-1 宅地造成等工事規制区域における宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の要否判断フロー

イ 土石の堆積に関する工事

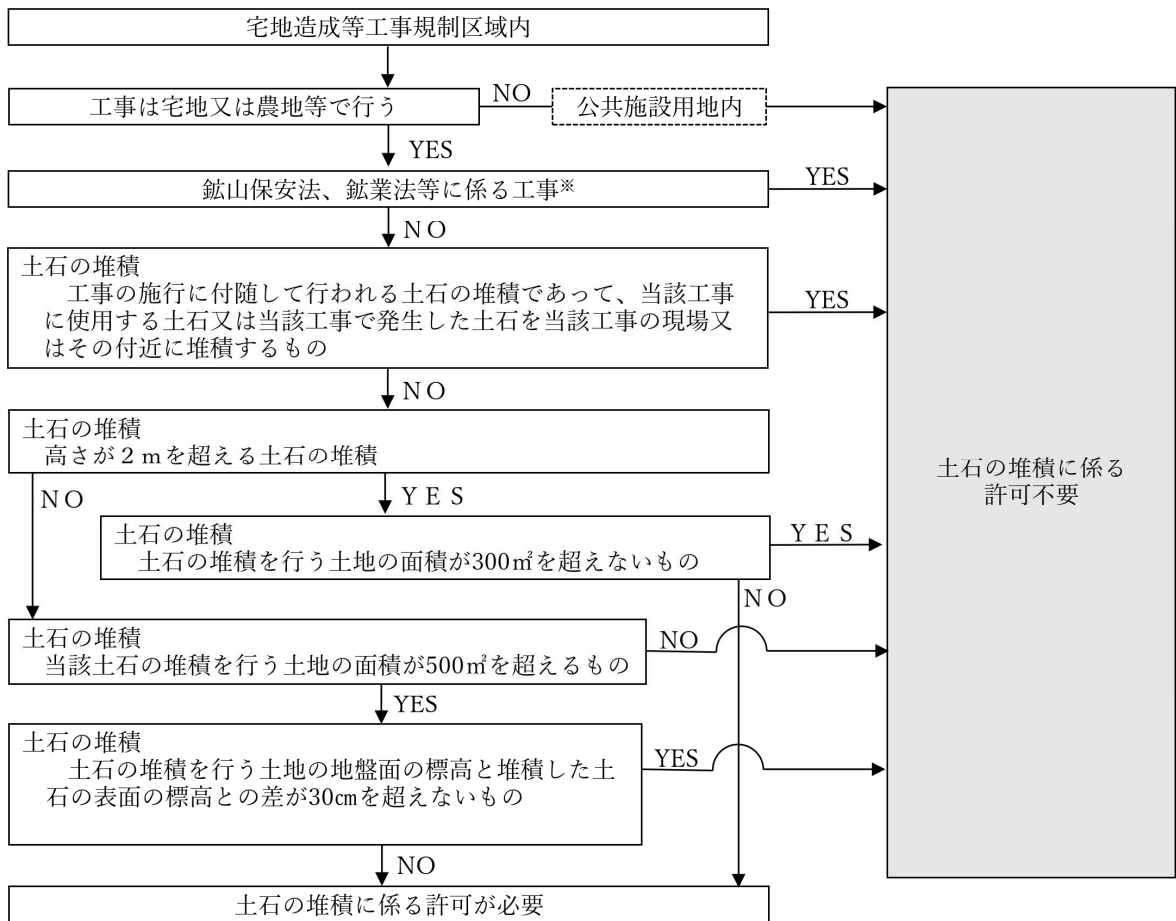
宅地造成等工事規制区域内において、表3-2-2に示す土石の堆積に関する工事を行う者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして令第5条で定める工事（詳細については「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」を参照）については、この限りでない。なお、工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものは許可を要さない。（「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」を参照）

表3-2-2 土石の堆積^{※1}

土石の堆積	イメージ図
① 高さが2mを超える土石の堆積 (土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないものは許可を要さない ^{※2})	
② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの (土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないものは許可を要さない ^{※2})	

※1 土石のストックヤードにおける仮置き等は「土石の堆積」に含まれる

※2 「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」参照



※ 「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」参照

図3-2-2 宅地造成等工事規制区域における土石の堆積に関する工事の許可の要否判断フロー

(2) その他留意事項

ア 許可を要する宅地造成又は特定盛土等の判断基準

既存の崖に盛土又は切土を行う場合は、図3-2-3及び図3-2-4に示すとおり、盛土又は切土を行うことにより生じた崖の高さにより、許可を要する工事の規模となるか否かを判断する。なお、既存の崖に盛土又は切土を行う場合における技術的基準の適用に当たっては、既存の崖も新たに行われる盛土又は切土の基礎地盤として安全性を確認する。

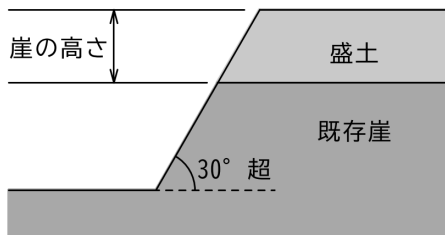


図3-2-3 盛土により生じる崖の高さ

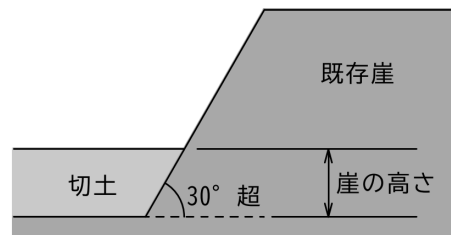


図3-2-4 切土により生じる崖の高さ

また、複数の盛土若しくは切土をする土地が隣接若しくは近接する場合又は同じ土地で繰り返し盛土若しくは切土を行う場合のそれら盛土又は切土の一体性は、事業者の同一性、物理的一体性、機能的一体性及び時期的近接性の観点から総合的に判断する。

盛土又は切土と建築行為が同時に行われる場合であっても、盛土又は切土を行う土地の面積は建築行為がないものとして許可を要する工事の規模となるか否かを判断する。

[斜面住宅等の場合の取扱い]

斜面住宅の場合、盛土又は切土に関する工事と建築行為が同時に行われることがあるが、盛土又は切土の判断は、建築行為がないものとして仮想造成地盤を設定して判断する。図3-2-5においては、盛土、切土部分は図示のとおりとする。

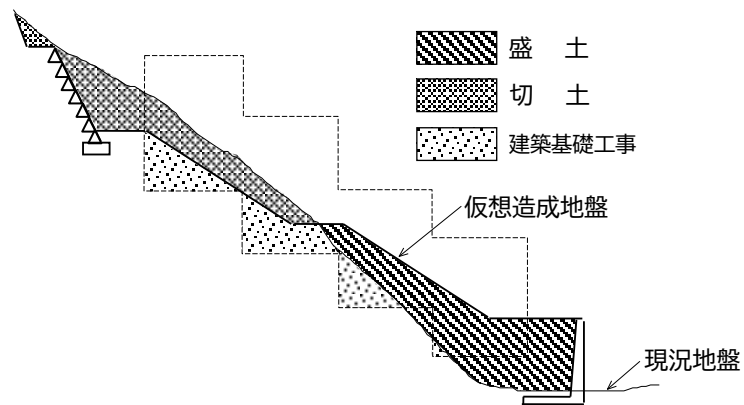


図3-2-5 斜面住宅等の場合の取扱い

イ 土石の堆積に関する工事の期間

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限られる。

兵庫県（指定都市又は中核市を除く）では、土石の堆積に関する工事の期間を5年以内とする。

表3-2-3 宅地造成等工事規制区域において手続が必要となる行為

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査又は確認
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更（盛土又は切土）	—	<p>① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②を除く）</p> <p>④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが2mを超えるもの</p> <p>⑤ ①から④までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（盛土又は切土の高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないものを除く※）</p>	<p>（許可を受けたもので下記に該当するもの）</p> <p>① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②を除く）</p> <p>④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの</p> <p>⑤ ①から④までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの</p>	<p>（許可を受けたもので下記に該当するもの）</p> <p>① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②を除く）</p> <p>④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの</p> <p>⑤ ①から④までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの</p>	許可を受けたもの全て
	土石の堆積	—	<p>① 高さが2mを超える土石の堆積（土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないものを除く※）</p> <p>② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの（土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないものを除く※）</p>	—	<p>（許可を受けたもので下記に該当するもの）</p> <p>① 高さが5mを超えかつ当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの</p> <p>② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの</p>	許可を受けたもの全て

※ 「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」参照

2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事

【令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第5条 法第12条第1項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和25年法律第291号）第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第8条 令第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項若しくは第4項（これらの規定を同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（これらの規定を同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病（同法第62条第1項の規定により指定された疾病を含む。）の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

- 六 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
 - イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

法第12条第1項のただし書きによる災害の発生のおそれがないと認められる工事については、同項の許可を要さない。

- (1) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事
 - 次のアからセまでに掲げるもの
 - ア 鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
 - イ 鉱業法第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
 - ウ 採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
 - エ 砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
 - オ 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

土地改良事業に準ずる事業とは、土地改良法の手続には基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当する。なお、「土地改良事業に準ずる事業」は、宅地造成等の施行に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要であり、また、該当する都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要となる。

なお、土地改良事業に準ずる事業に該当するかどうかについては、宝塚市を担当する土地改良事務所（阪神農林振興事務所）等に確認すること。

- カ 火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- キ 家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項（これらの規定を同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（これらの規定を同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病（同法第62条第1項の規定により指定された疾病を含む。）の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ケ 土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- コ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- サ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
これには、当該工事に付随する宅地造成等が該当する。この宅地造成等については、国が定める森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）等に即して一定の安全基準を満たすように行われることや、市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、宅地造成等に伴う災害の防止が十分に図られ、一定の安定性が担保されるものと解される。
なお、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事に該当するかどうかについては、該当する地域を担当する県農林振興事務所森林課に確認すること。
- シ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - (ア) 地方住宅供給公社
 - (イ) 土地開発公社
 - (ウ) 日本下水道事業団
 - (エ) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (オ) 独立行政法人水資源機構
 - (カ) 独立行政法人都市再生機構
- ス 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切

土をするもの

セ 次に掲げる土石の堆積に関する工事

(ア) 令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m²を超えないもの

(イ) 令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm を超えないもの

(ウ) 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

主となる本体工事がある上で、当該工事に使用する土石又は当該工事から発生した土石を当該工事現場若しくはその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものは、許可の対象に該当しない。

なお、主となる本体工事の現場以外の土地に、工事の施行に付随して行う土石の堆積を行う場合は、許可の対象に該当しないことを客観的に確認できるように、堆積期間、管理体制、土石の搬出予定先などを記した看板を当該土石を堆積する土地に掲示することを原則とする。

許可の要否については、土石の堆積を行う土地を管轄地域とする都道府県、指定都市、中核市及び事務処理市の相談窓口を確認すること（兵庫県内については、「序章 第2節 宅地造成等に関する工事の許可等に関する相談窓口」を参照）。

a 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。

b 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。

c 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。

d 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」の期間は、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とする。

e 「工事の現場の付近における土石の堆積」や「やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積」については、本体工事現場の管理者等から管理体制等及び当該工事で発生した土石の堆積であることや一定の期限までに撤去することなどを記した誓約書が提出されたもの並びにこの管理体制等の内容を記した看板の掲示等がなされたものが該当することとする。

表 3-2-4 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事の概要

法令	工事	工事の例	
令第5条	第1号	<p>鉱山保安法第 13 条第 1 項の届出又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の命令の実施に係る工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱業上使用する建設物、受電電圧が 1 万ボルト以上の需要設備等の設置に係る工事
	第2号	<p>鉱業法第 63 条第 1 項の届出、又は同条第 2 項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の認可（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可とみなされたものを含む。）に係る施業案の実施に係る工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱物の試掘・採掘に係る工事
	第3号	<p>採石法第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の認可又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の命令の実施に係る工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩石の採取に係る工事

法令	工事	工事の例	
第4号	砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の認可又は同法第23条の命令の実施に係る工事	・ 砂利の採取に係る工事	
省令第8条	第1号	土地改良法第2条第2項の土地改良事業、同法第15条第2項の土地改良事業に附帯する事業（農業集落排水施設整備事業を含む。）又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事	・ 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の設置等に係る工事 ・ 農用地の造成又は改良若しくは保全に係る工事
	第2号	火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可若しくは同条第2項の届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可若しくは同条第2項の届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可に係る工事	・ 火薬類の製造施設、火薬庫の設置に係る工事 ・ 火薬類の廃棄に係る工事
	第3号	家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項又は同法第23条第1項若しくは第3項（これらの規定を同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第62条第1項において準用する場合を含む。）に係る工事	・ 家畜の死体の埋却に係る工事 ・ 家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
	第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可に係る工事	・ 一般廃棄物の処分に係る工事 ・ 産業廃棄物処理施設の設置に係る工事
	第5号	土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事	・ 要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の土壤の搬出に係る工事 ・ 汚染土壤の処理に係る工事
	第6号	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の除去土壤の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の除去土壤等の保管に係る工事	・ 国が行う対策地域内廃棄物又は指定廃棄物の保管若しくは処分に係る工事 ・ 水道事業者等が行う事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の保管に係る工事 ・ 特別地域内の除去土壤の保管若しくは処分に係る工事 ・ 除染特別地域内の除去土壤等の保管に係る工事
	第7号	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	・ 森林作業道、集材路、林業専用道等の整備に関する工事

法令	工事	工事の例
第8号	国若しくは地方公共団体又は次の法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ① 地方住宅供給公社 ② 土地開発公社 ③ 日本下水道事業団 ④ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑤ 独立行政法人水資源機構 ⑥ 独立行政法人都市再生機構	・ 応急仮設住宅の建設に係る工事
第9号	宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	—
第10号イ	令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないものに関する工事	—
第10号ロ	令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないものに関する工事	—
第10号ハ	工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものに関する工事	・ 工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いる土石の堆積に関する工事

※ 工事の施行に付随して行われる盛土又は切土に関する工事は、災害の発生のおそれがないと認められる工事に該当しません。

3 許可の申請

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
地形図	方位及び土地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	2,500分の1以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	2,500分の1以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法(のり)寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	50分の1以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	50分の1以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤	50分の1以上	

	の土質並びに透水層の位置及び寸法		
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第8条第1項第1号口の崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第1号の表に掲げる図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第3の資金計画書

十 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
地形図	方位及び土地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	500分の1以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	500分の1以上	

- 二 第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 三 第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- 七 別記様式第5の資金計画書
- 八 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- 九 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【市細則】

(許可申請書等の添付書類)

第3条 省令第7条第1項第12号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面(以下この条及び第6条において「地図等」という。)の写し
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が工事主である場合にあっては、当該工事主の工事を行うための資力及び信用に関する書類
- (4) 工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する書類
- (5) 擁壁の構造詳細図
- (6) 擁壁の展開図(縮尺50分の1以上のもの)
- (7) 排水流域図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (8) 排水施設縦断面図(縮尺1,000分の1以上のもの)
- (9) 防災計画図
- (10) 県規則第5条第3項各号の盛土をする場合にあっては、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
- (11) 政令第16条第1項の規定により設置する排水施設の流量計算を記載した流量計算書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第7条第2項第10号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 地図等の写し
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が工事主である場合にあっては、当該工事主の工事を行うための資力及び信用に関する書類
- (4) 工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する書類
- (5) 堆積する土石の断面図(縮尺500分の1以上のもの)
- (6) 政令第19条第1項第4号の柵その他これに類するものの立面図
- (7) 政令第19条第1項第5号の措置を講ずる場合にあっては、当該措置の内容を示す書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【県規則】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第5条 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により盛土又は切土をする地盤については、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 盛土をした土地の部分、切土をした土地の部分又は盛土と切土とを同時にする場合において当該盛土及び切土をした土地の部分に生ずることとなる勾配が10分の1を超える土地（以下この条において「のり」という。）の地表面の上端と下端との垂直距離（以下この号及び次号において「のりの高さ」という。）が5メートルを超える場合は、当該のりの高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
 - (2) 盛土をした土地の部分、切土をした土地の部分又は盛土と切土とを同時にする場合において当該盛土及び切土をした土地の部分に生ずることとなるのりの高さが15メートルを超える場合は、当該のりの高さ15メートル以内ごとに幅3メートル以上の大段を設けること。
 - (3) 盛土をする前の土地の勾配が10分の1を超え、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定される場合においては、盛土をする前の地盤面に段切りを行い、かつ、盛土の適当な箇所にその高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、枠等を暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。
- 2 前項（同項第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定は、のりの地表面に政令第6条に規定する擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置し、当該のりの地表面を覆う場合には適用しない。
- 3 第1項の工事により次に掲げる盛土をする場合は、当該盛土をした後の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことにより、その安定が保持されるものであることを確かめなければならない。
- (1) 高さが15メートルを超えるのりを生ずることとなる盛土
 - (2) 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定される盛土
 - (3) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土をすることにより、その高さが5メートル以上となる盛土

(1) 許可申請書の提出

許可申請は、所定の様式に必要書類等を添付し、宝塚市開発審査課に、正本1部、副本1部の計2部を提出する。

(2) 許可申請書及び添付書類の大きさ

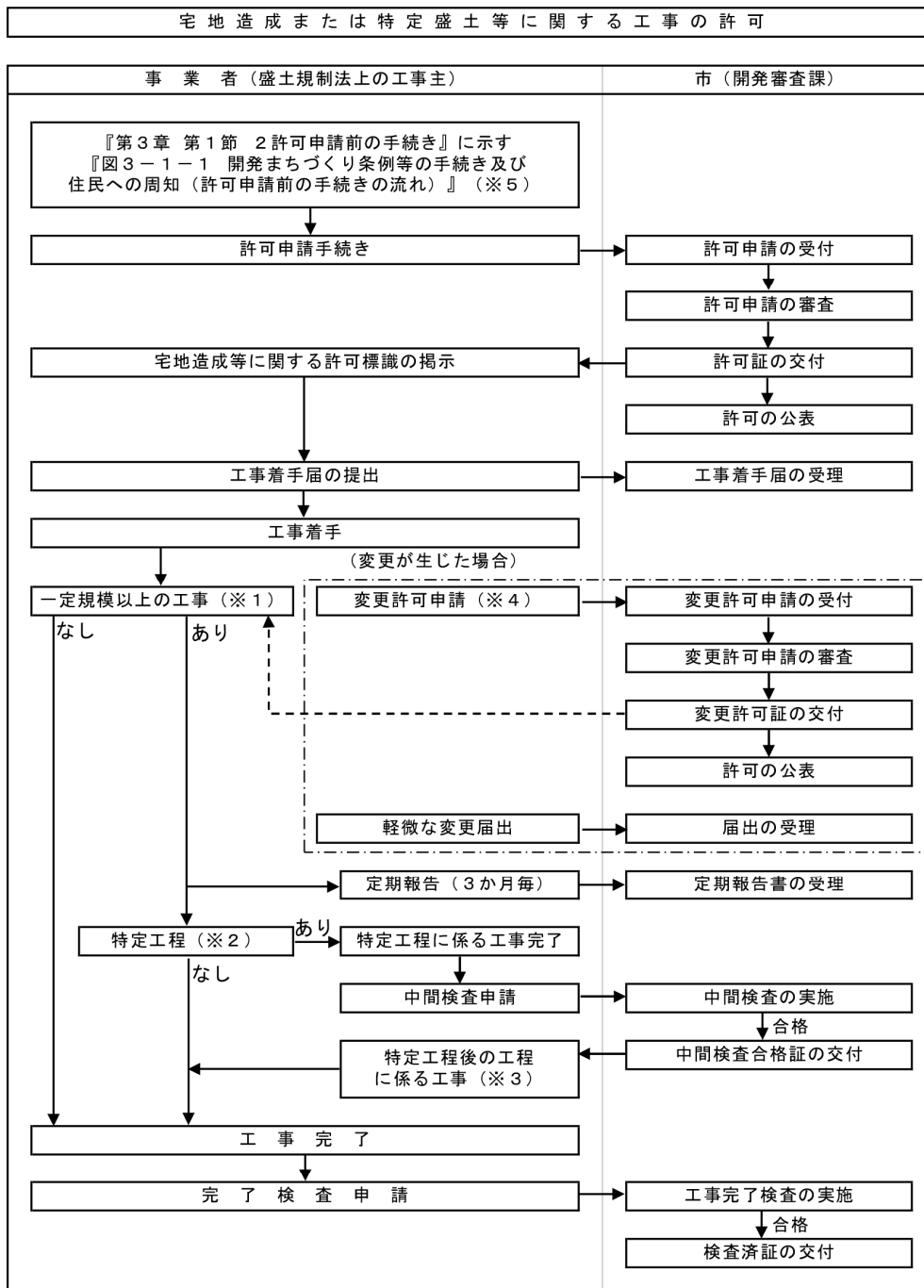
全てA4判（縦29.7cm×横21.0cm）にすること。ただし、設計図面は屏風折りとし、A4判の大きさに統一して製本する。

(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請

宅地造成等工事規制区域内における許可を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の流れを図3-2-6に示す。

なお、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について、当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可（以下「開発許可」という。）を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、法の許可があったものとみなされる（詳細については、「7 都市計画法に基づく開発行為の許可を受けたときの法の許可の特例」を参照）。開発許可を受けた時に法の許可があったものとみなされる場合（図3-2-7において、「みなし許可」という。）の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の流れを図3-2-7に示す。

（図3-2-6、3-2-7において、宅地造成及び特定盛土等規制法を「盛土規制法」という。）



※1 一定規模以上の工事（令第23条各号、第25条第1項）

- ① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②を除く）
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- ⑤ ①から④までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの

※2 特定工程（令第24条第1項）

- 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の行程

※3 特定工程後の工程（令第24条第2項）

- ※2の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

※4 計画内容に大幅な変更が生じた場合は、再度、住民への周知を行うことが望ましい。

※5 都市計画法第29条第1項の開発許可の際には、盛土規制法の許可を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事が含まれていない場合で、開発許可後の変更により盛土規制法の許可対象となる場合は、改めて当該工事の工事主が盛土規制法の許可を受けなければならない。

（『第3章 第3節 3 都市計画法に基づく開発行為に関する変更の許可を受けるときの特例等』参照）
その場合、盛土規制法の許可申請の前に、『第3章 第1節 1 住民への周知（1）住民への周知の方法』に示すアからウの方法により、改めて住民への周知を実施しなければならない。

図3-2-6 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等に関する工事の流れ

ア 許可申請書に関する留意事項

(ア) 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）

宅地造成又は特定盛土等を行う土地について、土地の所在地及び地番に併せて、土地の代表地点の緯度経度を記載する。緯度経度は、位置を正確に表すため、秒について小数第一位まで記載する。土地の緯度経度は、兵庫県まちづくり部建築指導課がインターネットで公表する宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図のGISデータで確認することができる。

リンク：兵庫県まちづくり部建築指導課 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図
<https://experience.arcgis.com/experience/f1652d6ccf6b4f31ac0572195a6fc28f>

(イ) 土地の面積

許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土又は切土を行わない道路、のり面などを含む土地の面積を記載する。

(ウ) 工事着手前の土地利用状況及び工事完了後の土地利用

宅地造成又は特定盛土等のどちらに該当するかを判別するため、工事前後の土地利用について宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載する。加えて、計画されている擁壁等が適切なものであることを確認するため、工事完了後の土地利用については、建築物の建築の有無等の具体的な内容を記載する。

(エ) 盛土のタイプ

盛土については、そのタイプによって崖崩れ及び土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、適切に盛土の分類を行った上で基準への適合性を判断するため、次に掲げる盛土のタイプの別を記載する。なお、該当する盛土のタイプが複数ある場合は、該当する全てのものを記載する。

平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(オ) 盛土又は切土をする土地の面積

盛土又は切土をする土地の面積であり、この面積から許可申請手数料の額を算定する。

イ 許可申請書に添付する書類

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書には、表3-2-5に示す書類を添付しなければならない。

表3-2-5 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に添付する書類

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令
委任状	委任する手続の内容及び委任する相手方	市細則第3条第1項第12号
設計者が資格を有する者であることを証する書類	図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する次の書類 ① 設計者の資格に関する申告書 ② 設計者の資格を証する書類	省令第7条第1項第5号
土地等の状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	省令第7条第1項第6号
申請者の証明書	許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類（住民票の写しの場合、原則申請書提出日の3箇月以内のもの）	省令第7条第1項第7号
	許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類 ① 登記事項証明書（原則申請書提出日の3箇月以内のもの）	省令第7条第1項第8号

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令
	② 役員（取締役）の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（住民票の写しの場合、原則申請書提出日の3箇月以内のもの）	
資金計画書	当該工事を行うための資金計画書（様式第3）	省令第7条第1項第9号
工事主の資力・信用を証する書類	許可を受けようとする者が国又は地方公共団体以外の場合は、次に掲げる書類 ① 工事主の工事を行うための資力及び信用に関する申告書（様式例4） ② 表3-2-6に示す書類	市細則第3条第1項第3号
工事施行者の能力を証する書類	① 工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する申告書（様式例4） ② 表3-2-6に示す書類	市細則第3条第1項第4号
土地所有者等の同意書	法第12条第2項第4号の宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について、次の権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類（様式例2）及び同意者の証明書（申請者の証明書に準じる。） ただし、同意者が国又は地方公共団体等の場合は、これらに代えて土地の貸付けに係る契約を締結したことが確認できる書類その他の同意を得たことを証する書類を添付することができる。 ① 土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者 ② ①のほか、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等）を有する者	省令第7条第1項第10号
	※次の事業の施行に伴う工事をしようとする土地の区域内の土地についての同意を得る必要はない。 ① 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業 ② 土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業 ③ 都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業 ④ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第2条第4号に規定する住宅街区整備事業 ⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第5号に規定する防災街区整備事業 ⑥ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの	
隣接地の土地所有者の同意書	隣接地で造成行為を行う場合、隣接地の境界沿いで隣地へ影響がある造成行為を行う場合、又は隣接地側溝等に雨水等を排水する場合等は、隣接地の土地所有者の同意を得たことを証する書類（様式例2）及び隣接地の登記事項証明書（原則申請書提出日の3箇月以内のもの）	市細則第3条第1項第12号
周辺地域の住民へ工事の内容を周知するための措置を講じ	土地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知を証する次の書類	省令第7条第1項第11号

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令
たことを証する書類	① 住民への周知実施報告書（様式例3） ② 説明会を開催した場合にあっては、その写真	
土地の登記事項証明書	申請書提出日の3箇月以内の工事をしようとする土地の登記事項証明書	市細則第3条第1項第1号
不動産登記法第14条地図等	申請書提出日の3箇月以内の不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しに申請する土地の境界を朱書で記載	市細則第3条第1項第2号
図面	表3-2-7に示す図書	省令第7条第1項第1号、 市細則第3条第1項第5号 から第9号まで、第12号
土量計算書	盛土又は切土の土量計算	市細則第3条第1項第12号
構造計算書	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 実況に応じて土圧係数、地盤の許容応力度、基礎ぐいの許容支持力及び基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を計算するときは、土質試験その他の調査又は試験の結果を示すこと。	省令第7条第1項第2号
溪流等において行う高さが15mを超える盛土の安定計算書	政令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土（溪流等において高さが15mを超えるもの）をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	省令第7条第1項第3号
盛土の安定計算書	県規則第5条第3項各号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	市細則第3条第1項第10号
擁壁で覆わない崖の安定計算書	崖面を擁壁で覆わないとき（政令8条1項1号ロ）には、土質試験等に基づく地盤の安定計算	省令第7条第1項第4号
地盤調査報告書	地盤についての説明に必要な、地盤（土質）柱状図、土質試験結果等の地盤調査の結果	市細則第3条第1項第12号
流量計算書	排水施設の断面の決定に用いる計画流量の計算	市細則第3条第1項第12号
防災計画書	次の宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合は、施工時期の選定、工程に関する配慮、防災体制の確立等を合わせた総合的な対策による防災計画書 ① 盛土又は切土する土地の面積が1haを超えるもの ② 県規則第5条第3項各号に規定する盛土をするもの ③ 高さが5mを超える擁壁の工事をするもの ④ その他許可権者が必要と認めるもの	市細則第3条第1項第9号
工事監理者の資格に関する申告書	政令第21条の措置を講ずる工事又は県規則第5条第3項各号に規定する盛土を行う工事については、政令第22条に定める資格を有する者又は建設業法に定める土木施工管理に関する技術検定に合格した者が工事監理者であること等を記載した申告書（様式例7） （やむを得ない理由により許可申請時に提出できない場合、工事着手届提出前に申告書を提出すること。）	市細則第3条第1項第12号
その他市長が必要と認める書類	市長が必要と認める図書については、係員の指示に従い提出すること	市細則第3条第1項第12号

表3-2-6 宅地造成等に関する工事の工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する書類
(特記事項)

- ・財務諸表は、原本でない場合、現行財務諸表と相違ない旨を記載及び記名をすること。
- ・登記事項証明書等の公的文書は、原則申請書提出日の3箇月以内のものを添付すること。
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書は、工事主について記載すること。なお、工事主が法人又は組合の場合は、役員全員について記載すること。

区 分	添 付 書 類	申 請 者	
		法人の 場合	個人の 場合
工事主の資力及び信用に関する書類	1 最近2箇年以上の事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び法人事業税に関する納税証明書	○	—
	2 最近2箇年以上の事業年度における所得税に関する納税証明書	—	○
	3 所有する固定資産の評価額証明書	—	△
	4 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 (1) これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 (2) 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類	△	—
	5 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書（様式例5）	○	○
	6 暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書（様式例6）	○	○
	7 預金残高証明書	○	○
	8 銀行その他から融資を受ける場合は融資額証明書	○	○
	9 地主との売買契約書	△	△
	10 工事請負契約書又は工事請負見積書（ただし工事請負見積書は法人の場合のみ）	△	△
	11 事業経歴書	△	△
工事施行者の能力に関する書類	1 法人の登記事項証明書又は個人の住民票	○	○
	2 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を証する書類	○※	○※
	3 事業経歴書	△	△

○：必ず添付するもの △：判断が難しい場合添付

※ 土石の堆積に関する工事の許可を申請するときには必要に応じて添付

表 3-2-7 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に添付する図面

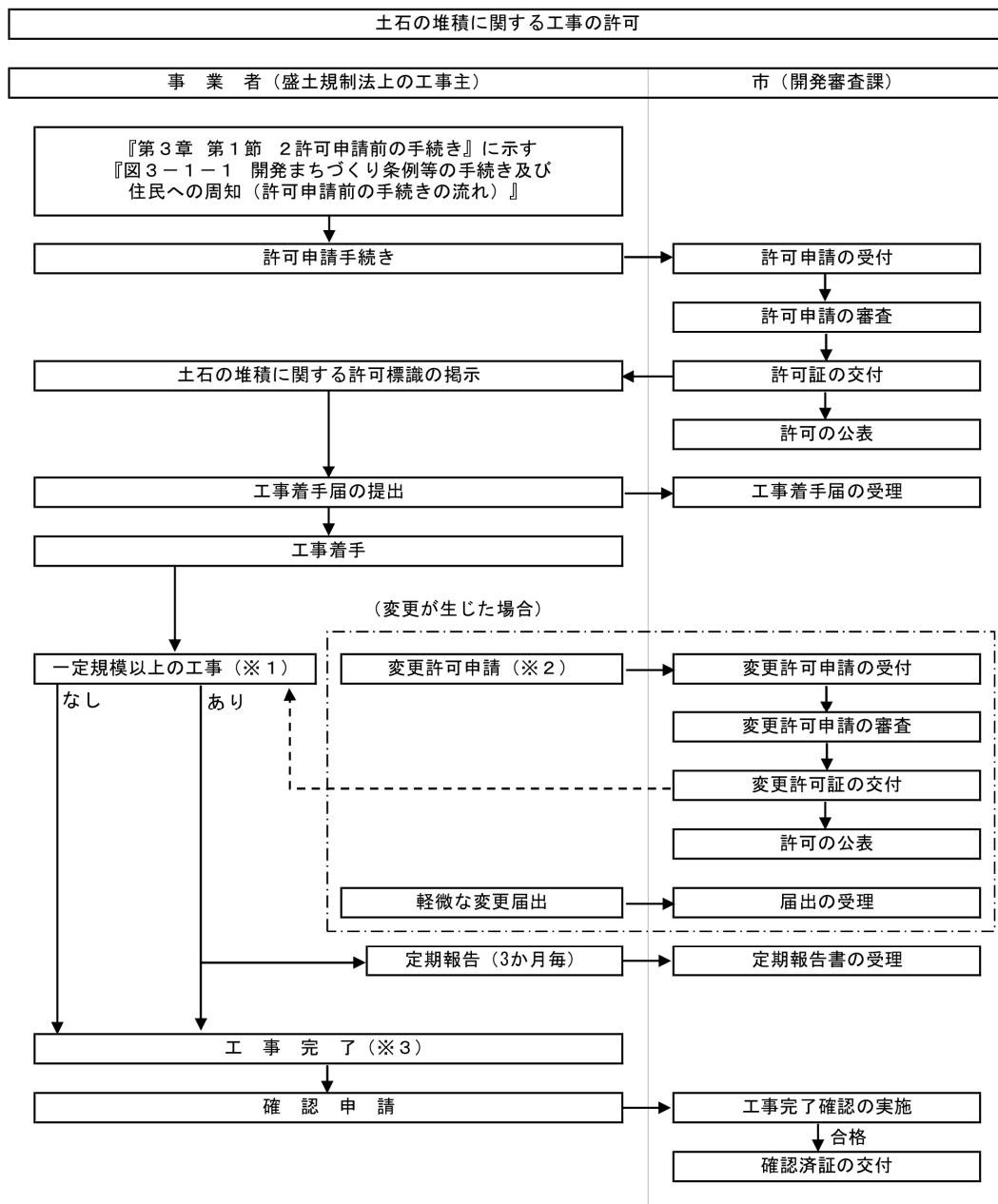
図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令
位置図	1/10,000 以上	1. 方位 2. 道路及び目標となる地物 3. 土地の境界線（朱書）	省令第 7 条第 1 項第 1 号
地形図	1/2,500 以上	1. 方位 2. 土地の境界線（朱書） 3. 地形（2 m の標高差を示す等高線）	省令第 7 条第 1 項第 1 号
土地の平面図	1/2,500 以上	1. 方位 2. 土地の境界線（朱書） 3. 盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 4. 土地の断面図と照合できる記号 5. 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨 6. 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設が申請書と照合できる番号	省令第 7 条第 1 項第 1 号
土地の求積図	1/500 以上	1. 方位 2. 土地の面積 3. 宅地又は農地等における盛土又は切土をする土地の面積	市細則第 3 条第 1 項第 12 号
土量の求積図	1/500 以上	盛土及び切土の土量の求積図及び算式	市細則第 3 条第 1 項第 12 号
土地の断面図	1/2,500 以上	盛土又は切土をする前後の地盤面（高低差の著しい箇所）	省令第 7 条第 1 項第 1 号
排水流域図	1/2,500 以上	1. 方位 2. 土地の境界（朱書） 3. 集水系統ブロック別に色分け 4. 地表水及び排水施設の水の流れの方向 5. 流量計算書との照合符号	市細則第 3 条第 1 項第 7 号
排水施設の平面図	1/500 以上	1. 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向 2. 吐口の位置及び放流先の名称	省令第 7 条第 1 項第 1 号
排水施設縦断面図	1/1,000 以上	1. 測点 2. 排水渠勾配及び管径 3. 管底高 4. マンホールの種類、位置及び記号 5. マンホール間距離 6. 基準線（D. L.） 7. 排水施設記号	市細則第 3 条第 1 項第 8 号
排水施設構造図	1/50 以上	1. 排水施設の記号 2. 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等 3. 放流先河川、水路の名称、断面、水位（低水位、高水位）及び吐口の高さ	市細則第 3 条第 1 項第 12 号
崖の断面図	1/50 以上	1. 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ。擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。） 2. 盛土又は切土をする前の地盤面 3. 崖面の保護の方法	省令第 7 条第 1 項第 1 号
擁壁の断面図	1/50 以上	1. 擁壁の寸法及び勾配 2. 擁壁の材料の種類及び寸法 3. 裏込めコンクリートの寸法 4. 透水層の位置及び寸法 5. 擁壁を設置する前後の地盤面 6. 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置 7. 材料及び寸法	省令第 7 条第 1 項第 1 号
擁壁の背面図	1/50 以上	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	省令第 7 条第 1 項第 1 号

図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令
崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 2. 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 3. 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 4. 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法 	省令第7条第1項第1号
崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 崖面崩壊防止施設の寸法 2. 水抜穴の位置 3. 材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法 4. 水抜穴及び透水層に係る事項（必要に応じて記載する。） 	省令第7条第1項第1号
防災計画図	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 土地の境界（朱書） 3. 地形（2mの標高差を示す等高線） 4. 段切位置 5. 表土除去範囲 6. ヘドロ除去範囲及び除去深さ 7. 工事中の雨水排水系路及び土砂流出防止工 8. 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 9. 防災施設の設置時期及び期間 	市細則第3条第1項第9号

(4) 土石の堆積に関する工事の許可申請

許可を要する土石の堆積に関する工事の流れを図3-2-8に示す。

(図3-2-8において、宅地造成及び特定盛土等規制法を「盛土規制法」という。)



※1 一定規模以上の工事（令第25条第2項）

- ① 高さが5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの
- ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの

※2 計画内容に大幅な変更が生じた場合は、再度、住民への周知を行うことが望ましい。

※3 堆積した全ての土石を除却するものに限る。

図3-2-8 土石の堆積に関する工事の流れ

ア 許可申請書に関する留意事項

(ア) 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）

土石の堆積を行う土地について、土地の所在地及び地番に併せて、土地の代表地点の緯度経度を記載する。緯度経度は、位置を正確に表すため、秒について小数第一位まで記載する。

(イ) 土地の面積

許可申請に関連のある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない空地などを含む土地の面積を記載する。

(ウ) 工事の目的

土石の堆積については、土石の出入りを頻繁に行うもの、一過性のもの等の多様な形態が想定されることから、申請時に工事の目的を把握することとしている。目的の記載に当たっては、特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的な記載をする。土石の堆積が特定の工事に付随する場合には、その工事の期間について記載する。

(エ) 土石の堆積を行う土地の面積

土石の堆積をする土地の面積であり、この面積から許可申請手数料の額を算定する。

(オ) 工程の概要

土石の堆積がその目的に照らして適切な工程であることを確認する観点から、工程の概要として、年間の搬入・搬出量を記載する。

(カ) 土石の堆積の期間

土石の堆積は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものとする。本来除却されるべき土石が放置され、危険な盛土等となることを避けるため、土石の堆積の期間は一定の期間に限定する必要があるため、許可をする工事の期間は5年以内とする。

イ 許可申請書に添付する書類

土石の堆積に関する工事の許可申請書には、表3-2-8に示す書類を添付しなければならない。

表3-2-8 土石の堆積に関する工事の許可申請書に添付する書類

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令*1
委任状	委任する手続きの内容及び委任する相手方	市細則第3条第2項第8号
土地等の状況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	省令第7条第2項第4号
申請者の証明書	許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類（住民票の写しの場合、原則申請書提出日の3箇月以内のもの）	省令第7条第2項第5号
	許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類 ① 登記事項証明書（原則申請書提出日の3箇月以内のもの） ② 役員（取締役）の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（住民票の写しの場合、原則申請書提出日の3箇月以内のもの）	
資金計画書	当該工事を行うための資金計画書（様式第5）	省令第7条第2項第7号
工事主の資力・信用を証する書類	許可を受けようとする者が国又は地方公共団体以外るときは、次に掲げる書類 ① 工事主の工事を行うための資力及び信用に関する申告書（様式例4） ② 表3-2-6に示す書類	市細則第3条第2項第3号
工事施行者の能力を証する書類	① 工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する申告書（様式例4） ② 表3-2-6に示す書類	市細則第3条第2項第4号
土地所有者等の同意書	法第12条第2項第4号の土石の堆積に関する工	省令第7条第2項第8号

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令※ ¹
	<p>事をしようとする土地の区域内の土地について、次の権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類（様式例2）及び同意者の証明書（申請者の証明書に準じる。）ただし、同意者が国又は地方公共団体等の場合は、これらに代えて土地の貸付けに係る契約を締結したことが確認できる書類その他の同意を得たことを証する書類を添付することができる。</p> <p>① 土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者</p> <p>② ①のほか、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等）を有する者</p> <p>※次の事業の施行に伴う工事をしようとする土地の区域内の土地についての同意を得る必要はない。</p> <p>① 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業</p> <p>② 土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業</p> <p>③ 都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業</p> <p>④ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第2条第4号に規定する住宅街区整備事業</p> <p>⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第5号に規定する防災街区整備事業</p> <p>⑥ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの</p>	
周辺地域の住民へ工事の内容を周知するための措置を講じたことを証する書類	<p>土地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知を証する次の書類</p> <p>① 住民への周知実施報告書（様式例3）</p> <p>② 説明会を開催した場合にあっては、その写真</p>	省令第7条第2項第9号
土地の登記事項証明書	申請書提出日の3箇月以内の工事をしようとする土地の登記事項証明書	市細則第3条第2項第1号
不動産登記法第14条地図等	申請書提出日の3箇月以内の不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しに申請する土地の境界を朱書で記載	市細則第3条第2項第2号
図面	表3-2-9に示す図書	省令第7条第2項第1号、市細則第3条第2項第5号から第8号まで
土量計算書	土石の堆積の最大積載土量の計算	市細則第3条第2項第8号

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令※1
堆積した土石の崩壊を防止するための措置の内容が適切であることを証する書類	省令第 32 条に定める措置（土石の崩壊防止措置）を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類 堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに土質試験その他の調査又は試験の結果	省令第 7 条第 2 項第 2 号
土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の内容が適切であることを証する書類	省令第 34 条第 1 項各号に掲げるいずれかの措置（土砂の流出防止措置）を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類 省令第 34 条第 1 項第 1 号の措置の場合にあっては、鋼矢板等の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに土質試験その他の調査又は試験の結果 同項第 2 号ロの措置の場合にあっては、土石の傾斜部の安定計算書及び土質試験その他の調査又は試験の結果	省令第 7 条第 2 項第 3 号
流量計算書	令第 19 条第 1 項第 5 号の措置を講ずるときは、排水施設の断面の決定に用いる計画流量の計算	市細則第 3 条第 2 項第 8 号
工程表	土石の堆積の工事に係る土地の整地などの準備から堆積した全ての土石を除却してそれについての市長の確認を申請するまでの工程を示す工程表	市細則第 3 条第 2 項第 8 号
その他市長が必要と認める書類	市長が必要と認める図書については、係員の指示に従い提出すること	市細則第 3 条第 2 項第 8 号

※1（ ）内には根拠法令の引用元を記載する。

表 3-2-9 土石の堆積に関する工事の許可申請書に添付する図面

図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令※1
位置図	1/10,000 以上	1. 方位 2. 道路及び目標となる地物 3. 土地の境界線（朱書）	省令第 7 条第 2 項第 1 号
地形図	1/2,500 以上	1. 方位 2. 土地の境界線（朱書） 3. 地形（2mの標高差を示す等高線）	省令第 7 条第 2 項第 1 号
土地の平面図	1/2,500 以上	1. 方位 2. 土地の境界線（朱書） 3. 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 4. 空地の位置（申請書と照合できるように番号を付すること。） 5. 柵その他これに類するものを設置する位置及び当該措置の内容 6. 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容（申請書と照合できるように番号を付すること。） 7. 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容（申請書と照合できるように番号を付すること。） 8. 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号	省令第 7 条第 2 項第 1 号

図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令※ ¹
土地の求積図	1/500 以上 (原則)	1. 方位 2. 土地の面積 3. 宅地又は農地等における土石を堆積する土地の面積	市細則第3条第2項第8号
土地の断面図	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の地盤面	省令第7条第2項第1号
土石の断面図	1/500 以上	土石の堆積の高さ	市細則第3条第2項第5号
柵その他これに類するものの立面図	1/50 以上	関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示内容	市細則第3条第2項第6号
排水流域図	1/2,500 以上	令第19条第1項第5号の措置を講ずるときは、次の事項を示す排水流域図 ① 方位 ② 土地の境界(朱書) ③ 集水系統ブロック別に色分け ④ 地表水及び排水施設の水の流れの方向 ⑤ 流量計算書との照合符号	市細則第3条第2項第7号
排水施設の平面図	1/500 以上	令第19条第1項第5号の措置を講ずるときは、次の事項を示す排水施設の平面図 ① 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向 ② 吐口の位置及び放流先の名称	市細則第3条第2項第7号
排水施設縦断面図	1/1,000 以上	令第19条第1項第5号の措置を講ずるときは、次の事項を示す排水施設縦断面図 ① 測点 ② 排水渠勾配及び管径 ③ 管底高 ④ マンホールの種類、位置及び記号 ⑤ マンホール間距離 ⑥ 基準線(D. L.) ⑦ 排水施設記号	市細則第3条第2項第7号
排水施設構造図	1/50 以上	令第19条第1項第5号の措置を講ずるときは、次の事項を示す排水施設構造図 ① 排水施設の記号 ② 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等 ③ 放流先河川、水路の名称、断面、水位(低水位、高水位)及び吐口の高さ	市細則第3条第2項第7号
地盤改良図	—	土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置講じたことを証する書類及び地盤調査報告書	市細則第3条第2項第8号

※1 () 内には根拠法令の引用元を記載する。

4 許可の基準

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第12条

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
- 二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- 三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(1) 工事の技術的基準

【令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第6条 法第13条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
 - ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

- 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
- 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
- 三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

（擁壁の設置に関する技術的基準）

- 第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
- (1) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの
- (2) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）
- ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- ハ 第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

- 第9条 前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。
- 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第14条第2号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
- 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第10条 第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 前2号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第11条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第12条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第13条 法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの(第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。)については、建築基準法施行令第142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第14条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土(第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。)をした土地の部分に生ずる崖面に第8条第1項第1号(ハに係る部分を除く。)の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

第15条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。)が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

- 2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面(崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。)について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。
 - 一 第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面
 - 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇

所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法のり幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。

六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜ためが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第2号ただし書及び第4号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

（特殊の材料又は構法による擁壁）

第17条 構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

第18条 法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第19条 法第13条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行うこと。

二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。

三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が10分の1以下であるものに限る。）を設けること。

イ 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地

ロ 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地

四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。

五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

2 前項第3号及び第4号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

（規則への委任）

第20条 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この

項において「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下この項において「中核市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第39条において同じ。)は、都道府県(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。)の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第8条の規定による擁壁又は第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

- 2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

別表第1(第8条、第30条関係)

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

別表第2(第9条、第30条、第35条関係)

土 質	単位体積重量(1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3(第9条、第30条、第35条関係)

土 質	摩擦係数
岩、岩屑(せつ)、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土(擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

別表第4(第10条、第30条関係)

土 質	擁 壁		
	勾配	高 さ	下端部分の厚さ
第1種 岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
		2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
	65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
		2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
		3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
	65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
		3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上
4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上		
第2種 真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
		2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
	65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上

	もの		2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上
第3種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下		80センチメートル以上	
	3メートルを超え4メートル以下		95センチメートル以上	
	4メートルを超え5メートル以下		120センチメートル以上	

【県規則】

(技術的基準の特例)

第4条 災害の防止上支障がないと認められる土地においては、政令第8条(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による擁壁の設置に代えて、次に掲げる工法による措置をとることができる。

- (1) 間知石空積み工その他の空積み工
- (2) 積苗工
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める工法

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第5条 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により盛土又は切土をする地盤については、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 盛土をした土地の部分、切土をした土地の部分又は盛土と切土とを同時にする場合において当該盛土及び切土をした土地の部分に生ずることとなる勾配が10分の1を超える土地(以下この条において「のり」という。)の地表面の上端と下端との垂直距離(以下この号及び次号において「のりの高さ」という。)が5メートルを超える場合は、当該のりの高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- (2) 盛土をした土地の部分、切土をした土地の部分又は盛土と切土とを同時にする場合において当該盛土及び切土をした土地の部分に生ずることとなるのりの高さが15メートルを超える場合は、当該のりの高さ15メートル以内ごとに幅3メートル以上の大段を設けること。
- (3) 盛土をする前の土地の勾配が10分の1を超え、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定される場合においては、盛土をする前の地盤面に段切りを行い、かつ、盛土の適当な箇所はその高さの

5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、杵等を暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。

- 2 前項（同項第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定は、のりの地表面に政令第6条に規定する擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置し、当該のりの地表面を覆う場合には適用しない。
- 3 第1項の工事により次に掲げる盛土をする場合は、当該盛土をした後の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめなければならない。
 - (1) 高さが15メートルを超えるのりを生ずることとなる盛土
 - (2) 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定される盛土
 - (3) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土をすることにより、その高さが5メートル以上となる盛土

（設置しなければならない擁壁の前面の根入れ）

第6条 政令第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁（岩盤に接着して設置する場合及び同項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁である場合を除く。以下この条において同じ。）の前面の根入れの深さは、当該擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは当該擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは35センチメートル、1メートルを超えるときは1メートル）以上、その他のものであるときは当該擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは45センチメートル、1メートルを超えるときは1メートル）以上としなければならない。

（排水施設の設置に関する技術的基準）

第7条 政令第16条の規定により設置する排水施設が排除すべき雨水の量の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 降雨強度については、10分間降雨量20ミリメートル
- (2) 流出係数については、別表の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める係数

別表（第7条関係）

土地		係数
1	2 から 4 まで以外の土地	1.0
2	放牧場、採草地又は造成緑地	0.8
3	植生の良い自然林又は水田	0.7
4	原野（未利用草地）又は畑	0.6

許可を要する宅地造成等に関する工事の計画は、令及び県規則に定める工事の技術的基準に適合しなければならない。また、宅地造成等に関する工事の設計は、兵庫県宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等技術マニュアル（令和7年3月）、及び宝塚市宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等技術マニュアルの追補資料（令和7年4月）に即して行うこと。

表3-2-10 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の技術的基準

技術的基準	令・県規則	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	令第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	令第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	令第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について

技術的基準	令・県規則	内容
		て
	令第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において行う、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	令第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
	県規則第5条第1項第1号及び第2号	盛土又は切土をすることにより生じるのり面の安定の保持（小段及び大段の設置）について
	県規則第5条第1項第3号	盛土をする前の土地の勾配が10分の1を超える場合、かつ、地下水が盛土の内部に侵入することが想定される場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	県規則第5条第3項第1号	高さ15mを超えるのりを生じる盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	県規則第5条第3項第2号	盛土をする土地の面積が3,000㎡以上、かつ、地下水が盛土の内部に侵入することが想定される盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	県規則第5条第3項第3号	盛土をする前の地盤面が水平面に対し20°以上の角度をなし、かつ、盛土をすることにより、その高さが5m以上となる盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
擁壁の設置に関するもの	令第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	令第9条から第13条まで 県規則第6条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造）
	令第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	令第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	令第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	令第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	令第15条第2項	地表面 ^{※1} の雨水その地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	令第16条 県規則第7条	排水施設の構造、機能について

※1 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用する。（令第18条）

表3-2-11 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	令・県規則	内容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	令第19条第1項第1号	地盤面の勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	令第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	令第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について

	令第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	令第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	令第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における令第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

(2) 設計者の資格に関する基準

【令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第21条 法第13条第2項(法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第22条 法第13条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(設計者の資格)

第35条 令第22条第5号の規定により、主務大臣が同条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第1号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【建設省告示第1005号】

○宅地造成等規制法施行令第17条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者(昭和37年3月29日)

宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第18条第5号の規定により、同条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者

- 二 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- 三 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有する者
- 四 前 3 号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

宅地造成又は特定盛土等に関する工事において行う擁壁又は排水施設を設置する措置のうち、専門的な能力を要するものについては、設計の適正を期すため、設計者の資格について規定されている。

ア 設計者に資格を要する工事の措置

(ア) 高さが 5 m を超える擁壁の設置

(イ) 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

イ 設計者の資格

建設省告示第 1005 号中の「宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 18 条第 5 号の規定により、同条第 1 号から第 4 号までに掲げる者」は、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 22 条第 5 号の規定により、同条第 1 号から第 4 号までに掲げる者」として適用する。

(ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者（令第 22 条第 1 号）

(イ) 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者（令第 22 条第 2 号）

(ウ) (イ) に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者（令第 22 条第 3 号）

(エ) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者（令第 22 条第 4 号）

(オ) 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者（令第 22 条第 5 号及び省令第 35 条第 1 号）

(カ) 主務大臣が(ア)から(エ)のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者（令第 22 条第 5 号、省令第 35 条第 2 号及び建設省告示第 1005 号）

a 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者（建設省告示第 1005 号第 1 号）

b 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）（建設省告示第 1005 号第 2 号）

c 建築士法による一級建築士の資格を有する者（建設省告示第 1005 号第 3 号）

(3) 工事主の資力及び信用に関する基準

工事主に当該工事を完遂するための資力的能力があること、及び工事主の過去の事業実績等から判断して着実に許可条件等を遵守して当該工事が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確認する。

具体的に求められる資力及び信用の程度については、工事の規模等に応じて相対的に決められるものであり、一律に定められるものではないが、資金調達能力に不安がないか、過去に法に違反するなど着実に工事を遂行しなかった前歴がないか等の事実関係を判断の基準とする。

なお、省令第7条第1項第8号又は同条第2項第6号に規定する申請者が法人であるときに、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類を提出する役員の範囲は、取締役とする。

(4) 工事施行者の能力に関する基準

工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があることについては、建設業の許可を受けていること（建設業の許可が必要な工事に限る。）を確認するが、当該工事の難易度が高い場合などは、当該工事施行者の事業の経歴により判断する。

(5) 工事監理者の配置について

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行に当たっては、所定の工期限内に安全かつ適正に工事を進め、許可内容に適合するよう完成させるために、管理能力や技術能力を有し、的確に状況を把握できる工事監理者を工事現場に配置すること。特に、令第21条の措置を講ずる工事又は県規則第5条第3項に規定する盛土を行う工事については、令第22条に定める資格を有する者又は建設業法に定める土木施工管理に関する技術検定に合格した者を工事監理者として工事現場に配置すること。（この場合、工事監理者の資格に関する申告書を添付する。）

(6) 土地所有者等の同意に関する基準

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第12条

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者から同意が得られていることについては、それらの者の同意書（様式例2）及び同意した者が本人であることを証する書類により判断する。ただし、当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、同意書及び同意した者が本人であることを証する書類に代えて土地の貸付けに係る契約を締結したことが確認できる書類その他の同意を得たことを証する書類を添付することができる。

(7) 隣接地の土地所有者の同意に関する取扱い

宅地造成又は特定盛土等に関する工事における隣接地に関する同意については、本来、許可手続とは別に十分協議、調整を行うようすべきものであるが、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に伴い隣接地で造成行為を行う場合、又は隣接地との境界沿いの造成行為若しくは排水設置など隣地へ影響がある場合においては、必要に応じて、影響のある隣接地の権利を有する者（所有権者）の同意を得ることを許可手続にて求めることとする。

5 許可の条件等

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第12条

- 3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(標識の掲示)

第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第9条 法第12条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第10条 法第12条第4項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(標識の様式及び記載事項)

第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第23によるものとする。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第24によるものとする。
- 3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
 - 三 工事施行者の氏名又は名称
 - 四 現場管理者の氏名又は名称
 - 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
 - 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
 - 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
 - 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
 - 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
 - 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
 - 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

(1) 許可の条件

宅地造成等に関する工事の許可には、次の条件を付する。

ア 宅地造成等に関する工事（共通事項）

(ア) 工事の施行中は、土砂の流出などの災害が生じないように防災措置を講じること。

(イ) 工事着手届（様式例 17）を提出すること。

(ウ) 工事を廃止する場合は、当該工事によって生ずる災害の防止のために必要な措置を講じるとともに、災害防止計画書を工事廃止等届出書に添えて提出すること。

(エ) その他市長が必要と認めるもの

イ 土石の堆積に関する工事

(ア) ●年●月●日（工事完了予定年月日）までに、堆積した全ての土石を除却すること。

(2) 許可に際しての注意事項及び指示事項

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可に際しては次の(ア)及び(イ)の内容の注意事項、及び(ウ)の段階確認（床付け検査、支持地盤の平板載荷試験、練積み造擁壁の根入れ相当レベルにおける寸法検査、鉄筋コンクリート造擁壁の配筋検査など）を指示事項として許可証に添えて交付するものとする。

(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての注意事項

1 標識の掲示

宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条の規定に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第 23 の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識を工事期間中、現場の見やすい場所に掲示してください。また、許可に係る書類を工事現場に常備しておいてください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識					
← 90センチメートル以上 →					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出}			済標識		
↑ 70センチメートル以上 ↓	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
↑ 50センチメートル以上 ↓					

[注意]

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

- ※「12 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先」欄には「部局名：宝塚市開発審査課、連絡先：0797-77-2194」と記入してください。
- 2 定期の報告（定期の報告を要する規模の工事に限る。）
許可を受けた日から 3 箇月間ごとに工事の実施状況を報告してください。
 - 3 設計変更
許可後、工事の設計を変更しようとするときは、変更許可を受けてください。
 - 4 工程報告
工事監理者は別表の各工程に達したときには、関係書類の整理をしておいてください。
また、担当者から請求があったときは工程報告書（様式例 9）を速やかに提出してください。
 - 5 中間検査（特定工程を含む場合であって、中間検査を要する規模の工事に限る。）

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程を終えた場合は、特定工程終了報告書、工事写真(施行中及び特定工程終了時)及び試験結果報告書を添えて中間検査申請書を提出し検査を受けてください。

6 他の法令との関連

他の法令による許認可は別に手続を必要としますので、他の法令に抵触する工事については所定の手続を完了した上で着手してください。

7 工事中の防災

工事中は現場管理者（現場管理者が法人であるときは当該法人の職員であって当該工事の現場を管理する者）を常駐させるとともに、危険防止、風水害防止及び公害防止等常に必要な措置をとった上で工事を進めてください。また、工事場所内外を問わず、人命財産その他に危害を及ぼさないよう措置し、不慮の災害を起こさないよう注意してください。

8 完了検査の申請

工事を完了した場合は、工事完了報告書、工事写真（施行中及び工事完了時）、試験結果報告書（コンクリートの強度試験（原則、4週強度）、鉄筋のミルシート、平板載荷試験の結果、地盤改良材の強度試験結果・六価クロム溶出試験結果・配合計画（単位堆積当たりの配合量、改良材の種類がわかるもの）など）及びその他資料（図面一式、工事施行前写真、透水マットの種別がわかるものなど）を添えて完了検査申請書を提出し検査を受けてください。

9 完了検査

検査の結果、許可の内容に適している場合は、検査済証を交付します。

10 工事の中止の届出

工事を中止しようとする場合は、災害防止計画書を添えて工事の中止届出書を提出してください。

11 工事の再開の届出

中止した工事を再開しようとする場合は、災害防止計画書を添えて工事の再開届出書を提出してください。

12 工事廃止の届出

工事を廃止しようとする場合は、廃止時点における災害防止計画書を添えて工事の廃止届出書を提出してください。

工程報告表（別表）

年 月 日
宝塚市指令宝開審第 号（ ）

工 程 報 告	月／日	意 見 欄
1 防災施設設置時	/	
2 防災施設埋設部分設置時	/	
3 地下排水暗渠施設時	/	
4 段切り完了時	/	
5 水路基礎完了時	/	
6 主要な暗渠敷設時	/	
7 各排水施設基礎完了時	/	
8 擁壁根切り完了時	/	
9 地盤改良完了時	/	
10 RC擁壁底版配筋完了時	/	
11 RC擁壁壁配筋完了時	/	
12 RC擁壁基礎完了時		
13 練石積み造擁壁基礎完了時	/	
14 練石積み造擁壁の全高の1mごと築造時	/	
15 止水コンクリート施工時	/	
16 透水層施工状況	/	
17	/	

(イ) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に関する写真撮影についての注意事項

1 写真撮影の目的

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後、検査困難な箇所形状寸法及び工事施行状況等について撮影記録し、中間検査又は完了検査の資料とします。

2 写真撮影の箇所等

(1) 現況写真（工事施行前）

- ア 全景（少なくとも4方向か4種類以上）
- イ 盛土又は切土をしようとする土地の付近の状況
- ウ 関連する公共施設の状況（里道、水路、流末、池など）

(2) 施行中の写真

ア 仮設工事

- (ア) 仮設構造物等（排水路、遊水池、沈砂地、防護施設等）
- (イ) その他（竣工状況など）

イ 整地工事

- (ア) 伐開、抜根、焼却
- (イ) 暗渠その他の埋設構造物（寸法明示のこと。）
- (ウ) 段切りの状況
- (エ) 地表面の保護
- (オ) その他（盛土部のまき出し厚 30cm の各層の転圧及び施行状況、竣工状況など）

ウ 擁壁工事

- (ア) 床掘（寸法明示のこと。）
- (イ) 練石積み造擁壁工及び透水層（寸法明示のこと。）
（擁壁工：基礎、GL高、根入れ深さ、高さ1m毎の出来高、天端幅勾配など）
（透水層：止水コンクリートの厚み、上端・下端の幅、施行状況など）
- (ウ) 鉄筋コンクリート造擁壁工、透水層及び配筋状況（寸法明示のこと。）
（擁壁工：基礎・底版の出来形、根入れ深さ、壁の出来高など）
（透水層：止水コンクリートの厚み・幅、透水層の上端・下端の幅（兵庫県が認める擁壁用透水マットを使用した場合は透水マットの各施行寸法）、施行状況など）
（配筋状況：底版、壁、定着長さ、継手長さ、かぶり厚など）
- (エ) 水抜穴の設置状況（寸法明示のこと。）
- (オ) その他（隅角部の補強、入隅部、基礎の段差処理、伸縮目地施行状況、竣工状況など）

エ 排水施設工事

- (ア) 掘削（寸法明示のこと。）
- (イ) 管渠の基礎・敷設状況（寸法明示のこと。）
- (ウ) 水路等の基礎・構造物（寸法明示のこと。）
- (エ) その他（マンホール、インバート、排水溝、雨水枡（泥溜共）、有孔管、竣工状況など）

オ 箱形擁壁（ガレージ）工事

- (ア) 床掘（寸法明示のこと。）
- (イ) 躯体工、透水層及び配筋状況（寸法明示のこと。）
（躯体工：基礎・底版・天板の出来形、根入れ深さ、壁・背面の出来高など）
（透水層：止水コンクリートの厚み・幅、透水層の上端・下端の幅（兵庫県が認める擁壁用透水マットを使用した場合は透水マットの各施行寸法）、施行状況など）
（配筋状況：底版、壁、背面、定着長さ、継手長さ、かぶり厚など）
- (ウ) 暗渠管（径、延長長さ、施行状況など）
- (エ) その他（伸縮目地施行状況、竣工状況など）

カ 道路工事

- (ア) 路床、路盤の転圧状況
- (イ) 舗装の状況
- (ウ) 側溝（寸法明示のこと）
- (エ) その他（幅員、竣工状況など）

キ その他

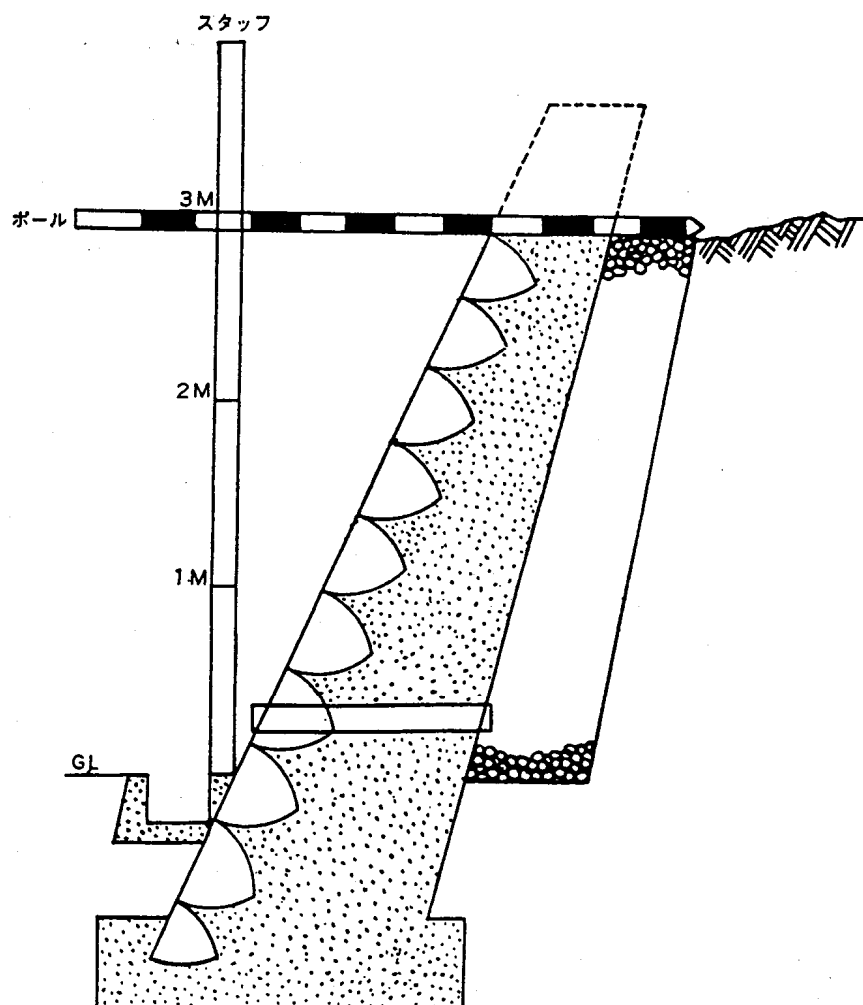
- (7) 地盤改良（掘削状況、施行状況、使用材料とその数量、改良の幅・長さ・厚さなどの出来形寸法明示のこと。）
- (イ) 各種試験等の状況（地耐力等）
- (ウ) その他（竣工状況など）

3 写真撮影の方法

各種構造物等寸法を明示して撮影する場合は、全てスタッフ、ポール等の測定器具をあて構造物等の寸法が明確に読みとることができるようにするとともに、撮影箇所、撮影年月日、構造物の内容等を記入した黒板、ホワイトボード等を掲示して撮影してください。擁壁にあっては、種別（構造、擁壁高さ等）ごとに撮影箇所を定めて、各々の箇所について、床堀、基礎、GL高、GLから1mごとの高さ及び天端の部分を工程に応じて撮影してください。なお、撮影箇所は構造物ごとに少なくとも1箇所以上定めてください。

〔撮影例〕 黒板、ホワイトボード等に以下の内容を記入

工事名	〇〇〇工事
許可	宝塚市指令宝開審 第〇〇〇号（ ）
撮影年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
撮影箇所	No. 8
内容	石積擁壁（H=3.5m） GLより3m上り 勾配 5分



(ウ) 施行中の段階確認の実施について

1 段階確認について

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後、検査困難な箇所形状寸法及び工事施行状況等について、法第 18 条に規定する中間検査及び写真による撮影記録とは別に、指定する施行段階での段階確認を実施します。段階確認には、原則、当該工事の工事監理者及び現場管理者が立ち合い、工事監理者又は現場管理者が確認事項等について、許可の内容に適合し、適正に工事を施行したことを説明してください。なお、段階確認の箇所、回数及び実施日については担当者と調整し、宅地造成等に関する工事の段階確認申出書（様式例 19）に段階確認に必要な設計図面等を添付の上、事前に提出してください。（担当者の協議の上では確認日当日の提出でも可。）

2 段階確認の箇所及び確認事項

(1) 床付け確認

ア 擁壁の支持地盤の土質、水位等

イ 支持地盤の平板載荷試験（原則、1 回以上実施する。）

ウ 浅層地盤改良を実施する場合は、原則、改良底での確認

(2) 練積み造擁壁の寸法確認

ア 根入れ相当レベルにおける擁壁の厚さ

イ 基礎の幅（根入れ相当レベルの寸法確認時に写真提出でも可。）

(3) 鉄筋コンクリート造擁壁の配筋確認

ア 縦壁、基礎等の配筋状況の確認

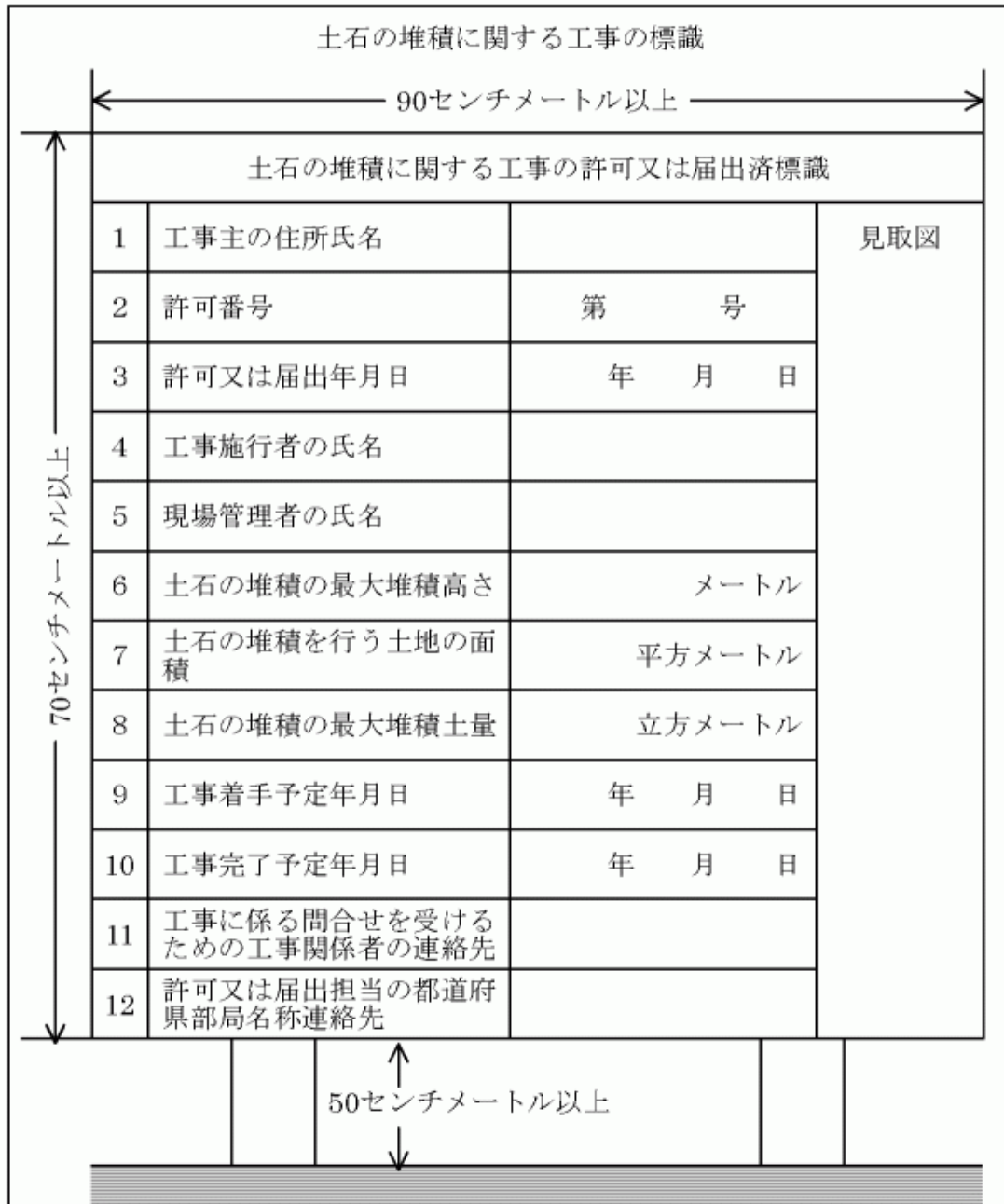
(4) その他（必要と思われる箇所）

イ 土石の堆積に関する工事の許可に際しては次の(ア)の内容の注意事項、及び(イ)の段階確認を指示事項として許可書に添えて交付するものとする。

(ア) 土石の堆積に関する工事についての注意事項

1 標識の掲示

宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条の規定に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第 24 の土石の堆積に関する工事の標識を工事期間中、現場の見やすい場所に掲示してください。また、許可に係る書類を工事現場に常備しておいてください。



[注意]

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

※ 「12 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先」 欄には「部局名：宝塚市開発審査課、連絡先：0797-77-2194」と記入してください。

- 2 定期の報告（定期の報告を要する規模の工事に限る。）
許可を受けた日から3箇月間ごとに工事の実施状況を報告してください。
- 3 設計変更
許可後、工事の設計の変更をしようとするときは、変更許可を受けてください。
- 4 他の法令との関連
他の法令による許認可は別に手続を必要としますので、他の法令に抵触する工事については所定の手続を完了した上で着手してください。
- 5 工事中の防災
工事中は、危険防止、風水害防止及び公害防止等常に必要な措置をとった上で工事を進めてください。なお、工事場所内外を問わず、人命財産その他に危害を及ぼさないよう措置し、不慮の災害を起こさないよう注意してください。
- 6 完了の確認申請
堆積した全ての土石を除却することにより工事が完了した場合は、確認申請書を提出し確認を受けてください。
- 7 完了の確認
確認の結果、堆積した全ての土石を除却している場合は、確認済証を交付します。
- 8 工事廃止の届出
工事を廃止する場合は、廃止時点における災害防止計画書を添えて工事の廃止届出書を提出してください。

(イ) 施行中の段階確認の実施について

- 1 段階確認について
土石の堆積に関する工事では、下記の対策等が完了した時点で、土石の堆積を行う土地の段階確認を実施します。段階確認には、原則、現場管理者が立ち合い、現場管理者が確認事項等について、許可の内容に適合し、適正に工事を施行したことを説明してください。なお、段階確認の箇所、回数及び実施日については担当者と調整し、宅地造成等に関する工事の段階確認申出書（様式例 19）に段階確認に必要な設計図面等を添付の上、事前に提出してください。（担当者の協議の上では確認日当日の提出でも可。）
- 2 段階確認の確認事項
 - (1) 軟弱地盤等の対策
 - (2) 空地の確保
 - (3) 立入禁止措置
 - (4) 地表水を排除する措置
 - (5) 堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板等を使用した場合）
 - (6) 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置（構造物を設けた場合）
 - (7) その他（必要と思われる箇所）

(3) 許可の公表

市長は、宅地造成等の許可をしたときは、次の事項をインターネットを利用して公表する。

- ア 工事主の氏名又は名称
- イ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地及び位置図
- ウ 許可年月日及び許可番号
- エ 工事施行者の氏名又は名称
- オ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- カ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- キ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ク 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ケ 崖面崩壊防止施設の有無

6 国等の許可の特例

【法】

(許可の特例)

第15条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第12条第1項の許可があつたものとみなす。

(変更の許可等)

第16条

3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

【市細則】

(協議の手続)

第4条 法第15条第1項の規定による協議は、法第12条第1項の許可の申請の手続の例により行うものとする。

2 前項の協議をしようとする者は、前項の規定にかかわらず、省令第7条第1項第7号から第9号までに掲げる書類及び同条第2項第5号から第7号までに掲げる書類の提出を要しないものとする。

(1) 協議を行うべき者

法第15条第1項に定める国等のほか、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人空港周辺整備機構等、個別の団体法において法第15条第1項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の国等とみなす旨の規定がある団体(以下「みなし団体」という。)が行う宅地造成等に関する工事については、国等又はみなし団体と市長との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされる。なお、国等以外の地方公共団体が行う工事については、協議ではなく許可を受けなければならない。

表3-2-12 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市とみなす団体

団体名 【団体法条項】	規定の適用についてみなす団体
独立行政法人都市再生機構 【独立行政法人都市再生機構法施行令第34条第1項第7号】	国
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第28条第1項第6号】	国
独立行政法人水資源機構 【独立行政法人水資源機構法施行令第56条第1項第6号】	国
地方共同法人日本下水道事業団 【日本下水道事業団法施行令第7条第1項第6号】	県
地方住宅供給公社 【地方住宅供給公社法施行令第2条第1項第6号】	県等※1
土地開発公社 【公有地の拡大の推進に関する法律施行令第9条第1項第3号】	県等※2
国立大学法人 【国立大学法人法施行令第25条第1項第20号】	国
独立行政法人国立高等専門学校機構 【独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第2条第1項第9号】	国
国立研究開発法人森林研究・整備機構	国

団体名 【団体法条項】	規定の適用について みなす団体
【国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令第14条第1項第4号】	

- ※1 指定都市又は中核市のみが設立したものにあっては当該市、その他のものにあっては都道府県
- ※2 都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあっては当該都道府県、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあっては当該指定都市、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあっては当該中核市

(2) 協議の留意事項

- ア 国等又はみなし団体は、法第 15 条第 1 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の特例の対象となる宅地造成等に関する工事について、次の基準に適合することを確認するために、市長と協議を行う。（協議申出書は様式例 14、15）
- (ア) 法第 11 条の措置（住民への周知）が講じられていること。
 - (イ) 当該協議に係る宅地造成等に関する工事の計画が法第 13 条の技術的基準等に適合するものであること。
 - (ウ) 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
 - (エ) 法第 12 条第 2 項第 4 号の同意（全ての土地所有者等の同意）を得ていること。
- イ この協議が成立することをもって許可があったものとみなされる工事についても中間検査、定期報告及び完了検査、標識の掲示並びに工事の中止、再開又は廃止の届出に関する規定が適用される。

7 都市計画法に基づく開発行為の許可を受けたときの法の許可の特例

【法】

(許可の特例)

第15条

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第16条

5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

(1) 開発許可があった工事の法の許可の特例

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成若しくは特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に開発許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、法の許可があったものとみなされる。なお、開発許可を受けて、法の許可を受けたものとみなされる工事についても、法の間接検査及び定期の報告、標識の掲示等に関する規定が適用される。

表3-2-13 開発許可によるみなし許可となるときに適用する法の規定

規定	条項	適用	備考
住民への周知	法第11条	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	法第12条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	法第13条	適用	都市計画法第33条第1項第7号により引用
許可証の交付等	法第14条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	法第16条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査	法第17条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	法第18条	適用	
定期報告	法第19条	適用	
監督処分	法第20条	適用	
標識の掲示	法第49条	適用	宝塚市都市計画法施行細則第5条の開発行為許可標識及び法第49条の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識の両方を掲示
工事中止の届出	市細則第5条第2項	適用	
中止した工事再開の届出	市細則第5条第3項	適用	
工事廃止の届け出	市細則第5条第4項	適用	

(2) 開発許可の際に法の許可を要しない工事の法の許可の特例に関する留意事項

法第 15 条第 2 項の規定は、開発許可に限り適用されるため、開発許可の際には法の許可を要する宅地造成又は特定盛土等の規模に該当せず、当該開発許可の開発行為に関する変更をすることにより、法の許可対象となる場合は、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の変更許可を受けても法の許可を受けたものとみなされる工事ではないため、改めて当該工事の工事主が法の許可を受けなければならない。

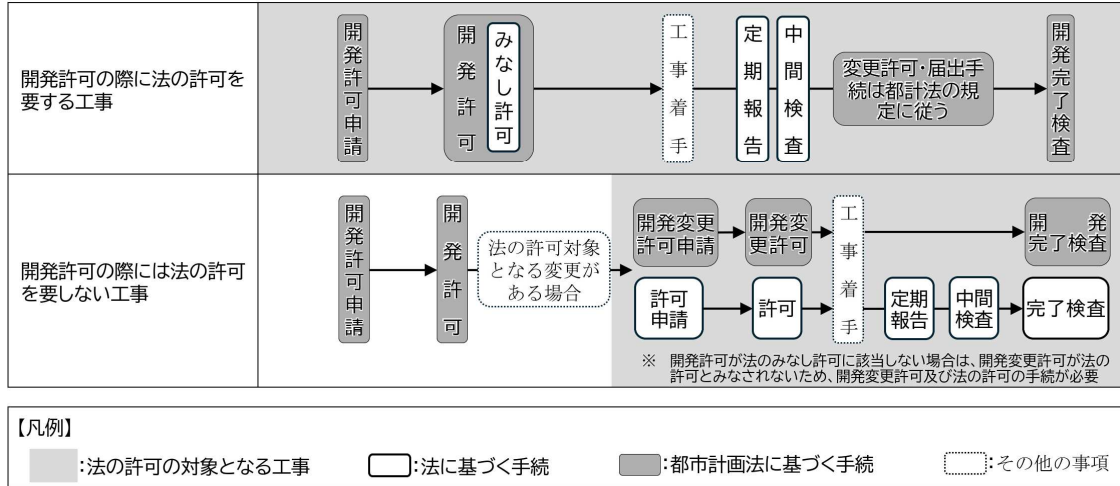


図 3-2-9 開発許可の際には法の許可を要しない工事等に関する手続のイメージ

参考 宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内における開発許可の基準の適用

【都市計画法】		
(開発許可の基準)		
第33条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。		
七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。		
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第 1 項の宅地造成等工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第 1 項の特定盛土等規制区域	津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第 1 項の津波災害特別警戒区域
開発行為に関する工事	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第 30 条第 1 項の政令で定める規模（同法第 32 条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第 73 条第 1 項に規定する特定開発行為（同条第 4 項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事
宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条の規定に適合するものであること。	宅地造成及び特定盛土等規制法第 31 条の規定に適合するものであること。	津波防災地域づくりに関する法律第 75 条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

ア 宅地の防災に関する開発許可の基準

都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号の開発許可の基準では、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等工事規制区域内の土地であるときは、当該開発行為に関する工事の計画が、法第 13 条の技術的基準等の規定に適合するものであることとされている。

また、同号の開発許可の基準において、開発区域内の土地の全部又は一部が特定盛土等規制区域内の土地であるときは、開発行為（法第 30 条第 1 項の政令で定める特定盛土等規制区域内で許可を要する特定盛土等の規模のものに限る。）に関する工事の計画が、法第 31 条の技術的基準等の規定に適合するものであることとされている。

イ 申請者の資力・信用及び工事施行者の能力に関する開発許可の基準

開発行為に関する工事が法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものであるときは、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為及び住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為で規模が 1 ha 未満のものであっても、都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号の申請者の資力・信用に関する基準及び同項第 13 号の工事施行者の能力に関する基準が適用される。

第3節 変更の許可等

【法】

(変更の許可等)

- 第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

【省令】

(変更の許可の申請)

- 第37条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第7の申請書の正本及び副本に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第8の申請書の正本及び副本に、第7条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

- 第38条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

【市規則】

(届出)

- 第5条 法第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画変更届出書（様式第3号）に、省令第7条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる書類のうち宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これを市長に提出しなければならない。

1 変更の許可の申請

既に許可を受けた宅地造成等に関する工事の内容を変更するときには、「2 軽微な変更の届出(1)(2)」に示す軽微な変更をしようとする場合を除き、変更の許可を受けなければならない。

変更の許可の申請に当たっては、変更許可申請書（様式第7、8）に宅地造成等に関する工事の計

画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して宝塚市開発審査課に、正本1部、副本1部の計2部を提出する。

2 軽微な変更の届出

次に掲げる軽微な変更をしたときは、市長に届け出なければならない。

軽微な変更の届出に当たっては、宅地造成等に関する工事の計画変更届出書（様式第3号）に宅地造成等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して宝塚市開発審査課に、正本1部、副本1部の計2部を提出する。

なお、許可を受けた工事主の一般承継人（相続人、合併後存続する法人（吸収合併の場合）又は合併により新たに設立された法人（新設合併の場合））が当該許可に基づく地位を承継するときは、市長に軽微な変更を届け出なければならない。また、工事主の特定承継人については、法に特定承継に関する規定がないため、新たに許可を受けなければならない。

- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

3 都市計画法に基づく開発行為に関する変更の許可を受けたときの特例等

規制区域の指定後に開発許可を受けたことにより法の許可を受けたものとみなされた工事に係る都市計画法に基づく開発行為の変更の許可又は軽微な変更の届出は、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法の変更の許可又は軽微な変更の届出とみなされる。

なお、法第15条第2項の規定は、開発許可に限り適用されるため、開発許可の際には法の許可を要する宅地造成又は特定盛土等の規模に該当せず、当該開発許可の開発行為に関する変更をすることにより、盛土規制法の許可対象となる場合は、都市計画法第35条の2第1項の変更許可を受けても法の許可を受けたものとみなされる工事ではないため、改めて当該工事の工事主が法の許可を受けなければならない。

※変更の許可の申請又は軽微な変更の届出の提出を委任されている場合、申請者又は届出者に変更の意思があることを確認するために、当初許可の副本を持参すること。

第4節 完了検査等

【法】

(完了検査等)

第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

(完了検査の申請期間)

第39条 法第17条第1項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(完了の検査の申請)

第40条 法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第9の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第41条 法第17条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第10とする。

(確認の申請期間)

第42条 法第17条第4項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(確認の申請)

第43条 法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、別記様式第11の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第44条 法第17条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第12とする。

【市細則】

(許可申請書等の添付書類)

第3条

3 法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、省令別記様式第9の完了検査申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 工事完了報告書

- (2) 工事写真（工事施行中及び工事完了時のもの）
- (3) 試験結果報告書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査

(1) 完了検査の申請

宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したときは、当該工事が完了した日から4日以内に完了検査申請書（様式第9）に次に掲げる書類を添付して宝塚市開発審査課に正本1部を提出する。

ア 工事完了報告書（様式例10）

イ 工事写真（工事施行中及び工事完了時のもの）

ウ 試験結果報告書（コンクリートの強度試験の結果（原則、4週強度）、鉄筋のミルシート、平板載荷試験の結果、地盤改良材の強度試験結果・六価クロム溶出試験結果・配合計画（単位体積当たりの配合量、改良材の種類がわかるもの）など）

エ その他市長が必要と認める書類（表3-2-7に示す図面（変更の許可を受けた場合、その変更内容も反映した図面）、工事施行前写真、透水マットの種別がわかるものなど）

(2) 完了検査

完了検査には、当該工事の工事監理者及び現場管理者（以下「工事監理者等」という。）が立ち会い、工事監理者等が検査員に許可の内容に適合し、適正に工事を施行したことについて説明する。

(3) 都市計画法に基づく開発行為に関する完了検査済証の交付を受けたときの特例

規制区域の指定後に開発許可を受けたことにより法の許可を受けたものとみなされた工事に係る都市計画法に基づく開発行為の完了検査済証は、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法の完了検査済証とみなされる。

(4) 工事の一部完了検査

工事主は、許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部が完了した場合において、その完了した工事に係る宅地又は農地等を使用することについて、災害の防止上及び当該許可を受けた工事の完了していない部分の施行上支障がないと市長が認める場合は、当該完了した工事の部分について、市長に完了検査を申請することができる。

ア 工事の一部完了検査の申請に関する基準

工事主は、許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次に掲げる基準に適合するときには、当該工事の完了した部分について、完了検査を申請することができる。

(ア) 工事の一部が完了した後も、工事の完了していない部分は、適切に工事中の防災上の措置が講じられていること。

(イ) 完了する工事の部分は、その工事が施行された土地の区域内で完結しており、工事の完了していない部分の施行に支障を及ぼさないこと。

イ 事前相談

完了検査を申請しようとする者は、工事の一部完了検査の可否について、事前に宝塚市開発審査課に相談する。

ウ 完了検査申請書に添付する書類

工事の一部完了検査を申請するときは、次の書類を添付する。

(ア) 工事完了時の土地の平面図（工事の完了した部分の土地及びその他工事の部分の土地を示したもの）

(イ) 完了した工事に係る宅地又は農地等を使用することが災害の防止上支障がないことを示す書類

2 土石の堆積に関する工事の完了確認

(1) 完了確認の申請

土石の堆積に関する工事が完了したときは、その日から4日以内に確認申請書（様式第11）正本1部を宝塚市開発審査課に提出しなければならない。

(2) 完了確認

完了確認には、当該工事の工事主又は工事施行者が立ち会い、確認員に適正に堆積した全ての土石を除却していることについて説明する。

※完了検査の申請又は完了確認の申請の提出を委任されている場合、工事主に申請の意思があることを確認するために、当初許可の副本を持参すること。

第5節 中間検査

【法】

(中間検査)

第18条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第1項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

【令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

第24条 法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第18条第3項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【省令】

(中間検査の申請期間)

第45条 法第18条第1項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内とする。

(中間検査の申請)

第46条 法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第13の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第47条 法第18条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第14とする。

【市細則】

(許可申請書等の添付書類)

第3条

4 法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、省令別記様式第13の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図のほか、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 特定工程終了報告書
- (2) 工事写真(工事施行中及び特定工程終了時のもの)
- (3) 試験結果報告書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

1 中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模は、表3-5-1に示すものとする。なお、兵庫県では、中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模を低減していない。

表3-5-1 中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

区分	対象規模
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行う場合で、高さが5mを超える崖を生ずるもの(①及び②を除く) ④ ①～③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの

2 特定工程

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程(以下「特定工程」という。)を終えたときは、市長に中間検査の申請をしなければならない。この切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事とは、切土をした後の地盤面に排水施設を設置し、その排水施設を擁壁で覆うことなどにより完了検査の際に目視で検査することができなくなる排水施設を設置する工事とする。なお、兵庫県では、特定工程を追加していない。

3 中間検査の申請

宅地造成又は特定盛土等に関する許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模のものに限る。)に関する工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度当該特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に中間検査申請書(様式第13)に次に掲げる書類を添付して宝塚市開発審査課に正本1部を提出する。

- (1) 検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図
- (2) 特定工程終了報告書(様式例11)
- (3) 工事写真(工事施行中及び特定工程終了時のもの)
- (4) 試験結果報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 中間検査の実施

中間検査には、当該工事の工事監理者等が立ち会い、工事監理者等が検査員に許可の内容に適合し、適正に工事を施行したことについて説明する。

※中間検査の申請の提出を委任されている場合、工事主に申請の意思があることを確認するために、当初許可の副本を持参すること。

第6節 定期の報告

【法】

(定期の報告)

第19条 第12条第1項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

【令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第25条 法第19条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

【省令】

(定期の報告)

第48条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第49条 法第19条第1項の主務省令で定める期間は、3月とする。

(定期の報告の報告事項)

第50条 法第19条第1項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、2回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第13条第1項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

1 定期の報告を要する宅地造成等の規模

定期の報告を要する宅地造成等の規模を表3-6-1に示す。なお、兵庫県では、定期の報告を要する宅地造成等に関する工事の規模を低減していない。

表3-6-1 定期の報告を要する宅地造成等に関する工事の規模

工事区分	対象規模
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行う場合で、高さが5mを超える崖を生ずるもの（①及び②を除く） ④ ①～③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの
土石の堆積	① 堆積の高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ② ①に該当しない土石の堆積で、面積が3,000㎡超となるもの

2 定期の報告の期間

定期の報告を要する宅地造成等に関する工事の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から3箇月間ごとに、市長に当該宅地造成等に関する工事の実施状況等を報告しなければならない。なお、許可を受けた日から3箇月を超えない期間内に工事が完了する場合は、当該報告を要しない。

3 定期の報告

定期の報告については、表3-6-2に示す事項を記載する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式例12）又は土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式例13）に表3-6-3に示す書類を添付して宝塚市開発審査課に正本1部、副本1部の計2部を提出することにより行う。

表 3-6-2 定期報告書に記載する事項

工事区分	記載事項
宅地造成又は特定盛土等	① 工事が施行される土地の所在地 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 前回の報告年月日（2回目以降の定期報告書に限る。） ④ 報告の時点における盛土又は切土の高さ ⑤ 報告の時点における盛土又は切土の面積 ⑥ 報告の時点における盛土又は切土の土量 ⑦ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	① 工事が施行される土地の所在地 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 前回の報告年月日（2回目以降の定期報告書に限る。） ④ 報告の時点における土石の堆積の高さ ⑤ 報告の時点における土石の堆積の面積 ⑥ 報告の時点における堆積されている土石の土量 ⑦ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量（1回目の報告は許可時点からの土量を記載する。）

表 3-6-3 定期報告書に添付する書類

工事区分	書類
宅地造成又は特定盛土等	① 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ② 報告の時点における盛土又は切土をしている土地の平面図（①の撮影位置を明示すること。） ③ 報告の時点における盛土又は切土をしている土地の断面図 ④ 報告の時点における盛土又は切土をしている土地の求積図 ⑤ 報告の時点における盛土又は切土の土量計算書 ⑥ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真
土石の堆積	① 報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類 ② 報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土地の平面図（①の撮影位置を明示すること。） ③ 報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土地の断面図 ④ 報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土石の堆積に関する求積図 ⑤ 報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土石の堆積に関する土量計算書

※定期の報告の提出を委任されている場合、工事主に報告の意思があることを確認するために、当初許可の副本を持参すること。

第7節 工事の中止、再開又は廃止の届出

【市細則】

(届出)

第5条

- 2 法第12条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可（法第15条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。以下この項において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る工事を中止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
 - (1) 災害防止計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前項の届出をした者は、当該中止した工事を再開しようとするときは、あらかじめ、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開届出書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
 - (1) 災害防止計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 法第12条第1項の規定による許可（法第15条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。以下この項において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の廃止届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
 - (1) 災害防止計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止の届出

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可（法第15条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者が、当該工事を中止しようとするときは、宝塚市開発審査課に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、正本1部、副本1部の計2部を提出する。

- (1) 災害防止計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開の届出

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止の届出をした者が、中止した当該工事を再開しようとするときは、宝塚市開発審査課に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開届出書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、正本1部、副本1部の計2部を提出する。

- (1) 災害防止計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 宅地造成等に関する工事の廃止の届出

宅地造成等に関する工事の許可（法第15条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者が、当該工事を廃止しようとするときは、宝塚市開発審査課に、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の廃止届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、正本1部、副本1部の計2部を提出する。

- (1) 災害防止計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

※工事の中止、再開又は廃止の届出の提出を委任されている場合、届出者に中止、再開又は廃止の意思があることを確認するために、原則、当初許可の副本を持参すること。

第8節 工事等の届出

1 宅地造成等工事規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関する工事の届出

【法】

(工事等の届出)

第21条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【法附則〔令和4年5月27日法律第55号〕】

(経過措置)

第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域（以下この項及び次項において「旧宅地造成工事規制区域」という。）の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日（第3項において「施行日」という。）から起算して2年を経過する日（その日までにこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「新法」という。）第10条第4項の規定による公示がされた新法第4条第1項の都道府県の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあつては、当該公示の日の前日）までの間（次項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。

- 2 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第8条第1項本文（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を含む。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

【令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第25条

- 2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートル

を超えるもの

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第52条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第15の届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書が令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする こと。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第16の届出書を提出しなければならない。

- 4 前項の届出書が令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする こと。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法)

第53条 法第21条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第54条 法第21条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(1) 届出の対象者

次に掲げる工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、当該工事について市長に届け出なければならない。工事が行われているかどうかを判断するための工事着手の時点については、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ若しくは資材の購入の段階ではなく、工事を行う土地において設計図書等と照合して行う最初のくい打ちなどの土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点とする。

ア 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該区域内において行われている法第12条第1項の許可を要する宅地造成等に関する工事（「第2節 宅地造成等に関する工事の許可 1 許可を要する工事」を参照）

(2) 届出の提出

工事の届出書は、所定の様式に必要書類等を添付し、宝塚市開発審査課に、正本1部、副本1部の計2部を提出する。

なお、法附則〔令和4年5月27日法律第55号〕第2条第2項の規定により改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文（同条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を含む。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例によるため、当該届出を要さない。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書に添付する書類

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出が、表3-8-1に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものであるときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式第15）に表3-8-2に示す書類を添付して行わなければならない。なお、表3-8-1に掲げる規模以外の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものについても、工事の状況を把握するために、表3-8-2に示す書類に相当するものを届出書に添付すること。

表3-8-1 届出書に図書の添付を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

区分	対象規模
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行う場合で、高さが5mを超える崖を生ずるもの（①及び②を除く） ④ ①～③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの

表3-8-2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書に添付する書類

書類の種類	明示すべき事項等
土地等の状況写真など	宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類
位置図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路及び目標となる地物
地形図	1. 縮尺 2. 方位 3. 土地の境界線（朱書） 4. 地形（2mの標高差を示す等高線）

書類の種類	明示すべき事項等
土地の平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 土地の境界線（朱書） 4. 盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 5. 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨

イ 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する書類

土石の堆積に関する工事の届出が、表3-8-3に掲げる規模の土石の堆積に関する工事に係るものであるときは、土石の堆積に関する工事の届出書（様式第16）に表3-8-4に示す書類を添付して行わなければならない。なお、表3-8-3に掲げる規模以外の土石の堆積に関する工事に係るものについても、工事の状況を把握するために、表3-8-4に示す書類に相当するものを届出書に添付すること。

表3-8-3 届出書に図書の添付を要する土石の堆積の規模

工事区分	対象規模
土石の堆積	① 堆積の高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ② ①に該当しない土石の堆積で、面積が3,000㎡超となるもの

表3-8-4 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面

書類の種類	明示すべき事項等
土地等の状況写真など	土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類
位置図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路及び目標となる地物
地形図	1. 縮尺 2. 方位 3. 土地の境界線（朱書） 4. 地形（2mの標高差を示す等高線）
土地の平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 土地の境界線（朱書） 4. 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 5. 空地の位置 6. 柵その他これに類するものを設置する位置及び当該措置の内容 7. 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 8. 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

(3) 届出の公表

市長は、宅地造成等に関する工事の届出を受理したときは、次の事項をインターネットを利用して公表する。

ア 工事主の氏名又は名称

イ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地及び位置図

ウ 工事の届出年月日

- エ 工事施行者の氏名又は名称
- オ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- カ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- キ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ク 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ケ 崖面崩壊防止施設の有無

2 擁壁等に関する工事の届出

【法】

(工事等の届出)

第21条

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【令】

(届出を要する工事)

第26条 法第21条第3項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

(定義等)

第1条

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第55条 法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第17の届出書を提出しなければならない。

(1) 届出の対象者

次に掲げる者は、その工事に着手する日の14日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

ア 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。）において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい若しくはグラウンドアンカーその他の土留の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者（法第12条第1項若しくは法第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）

(2) 届出書の提出

届出は、擁壁等に関する工事の届出書（様式第17）に位置図、地形図（現況図）、土地の平面図、土地の断面図及び市長が必要と認める書類を添付し、宝塚市開発審査課に、正本1部、副本1部の計2部を提出して行う。

3 公共施設用地の転用の届出

【法】

(工事等の届出)

第21条

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第56条 法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第18の届出書を提出しなければならない。

(1) 届出書の対象

次に掲げる者は、その公共施設用地を宅地又は農地等に転用した日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

ア 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（法第12条第1項若しくは法第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）

(2) 届出書の提出

届出は、公共施設用地の転用の届出書（様式第18）を宝塚市開発審査課に正本1部、副本1部の計2部を提出して行う。

第9節 建築基準法の確認済証を受けようとする者等へ交付する証明書

【省令】

(法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第88条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)若しくは第6条の2第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第1項の認定(同法第4条第1項の変更の認定を含む。)を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

【市細則】

(法第12条第1項又は第16条第1項の許可を要しないことの証明書の交付の申請)

第6条 省令第88条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺25,000分の1以上のもの)
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 地図等の写し
- (4) 土地の平面図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (5) 土地の求積図
- (6) 土地の断面図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (7) 土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

省令第88条に基づき建築基準法の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の畜舎建築利用計画の認定を受けようとする者の求めに応じて、市長が交付する書面は、その計画が法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けることを要しないことを証する宅地造成等工事許可不要証明書とする。なお、宝塚市における当該許可不要証明書の取扱いについては、以下の通りとする。

- ア 建築基準法の規定による確認済証の交付を受けようとする者に対しては、開発まちづくり条例に基づく開発構想届(提出先:宝塚市開発指導課)における回答(担当課:宝塚市開発審査課)において、宅地造成及び特定盛土等規制法の申請を求めないことを以て宅地造成等工事許可不要証明書の代わりとする。
- イ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の認定を受けようとする者については、開発まちづくり条例に基づく開発構想届の要否について宝塚市開発指導課と協議し、開発構想届を行うことになった場合は、上記アと同様に、開発構想届における回答を以て宅地造成等工事許可不要証明書の代わりとする。

1 証明する事項

建築基準法の規定による確認済証の交付を受けようとする建築物の敷地又は畜舎建築利用計画の認定を受けようとする土地の全部又は一部において、その計画に伴い行う盛土若しくは切土又は土石の堆積に関する工事について、許可を要しないことを証明する。

なお、宅地造成等工事許可不要証明書は、当該計画に伴い実施する盛土若しくは切土又は土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項又は第16条第1項の許可を要しないことを証する書面であり、当該土地における既存の盛土若しくは切土をされた土地又は堆積された土石について、法の適法性及び安全性を証するものではない。

2 証明書の交付申請

宅地造成等工事許可不要証明書の申請は、宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書(様式第7号)に、当該申請に係る書類を添えて、宝塚市開発審査課に正本1部、副本1部の計2部を提出する。

3 申請書に添付する書類

宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書（様式第7号）には、表3-9-1に示す書類を添付しなければならない。

表3-9-1 宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書に添付する書類

書類の種類	明示すべき事項等
位置図 (縮尺25,000分の1以上のもの)	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路及び目標となる地物 4. 土地の境界線(朱書)
土地の登記事項証明書	申請書提出日の3箇月以内の工事をしようとする土地の登記事項証明書
不動産登記法第14条地図等	申請書提出日の3箇月以内の不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しに申請する土地の境界を朱書で記載
土地の平面図 (縮尺2,500分の1以上のもの)	1. 縮尺 2. 方位 3. 土地の境界線(朱書) 4. 宅地、農地等及び公共施設用地の位置 5. 盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 6. 予定建築物等の敷地の形状 7. 敷地に係る予定建築物等の用途 8. 土地の断面図と照合できる記号
土地の求積図	1. 縮尺 2. 方位 3. 土地の面積 4. 予定建築物等の敷地の面積
土地の断面図 (縮尺2,500分の1以上のもの)	1. 縮尺 2. 盛土又は切土をする前後の地盤面(高低差の著しい箇所) 3. 堆積する土石の断面図
土地等の状況写真	土地及びその付近の状況を明らかにする写真
その他市長が必要と認める書類	1. 表3-9-2に示す書類 2. 委任状 3. 現況図(土地の平面図と同様の明示すべき事項等が記載されたもの) 4. その他市長が必要と認める図書については、係員の指示に従い提出すること

表3-9-2 許可が不要となる工事ごとの宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書に添付する書類

法令	工事の内容	書類の種類
法第2条から第4号	法第2条第1号の公共施設用地内において行う工事	公共施設用地内において行う工事であることを証する書類
	令第3条の土地の形質の変更又は令第4条の土石の堆積に該当しない規模の工事	盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土地の求積図

法令	工事の内容	書類の種類
令第5条	第1号 鉱山保安法第13条第1項の届出又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の命令の実施に係る工事	申請に係る工事が令第5条第1号の工事に該当することを証する書類
	第2号 鉱業法第63条第1項の届出、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の認可（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を含む。）に係る施業案の実施に係る工事	申請に係る工事が令第5条第2号の工事に該当することを証する書類
	第3号 採石法第33条若しくは第33条の5第1項の認可又は同法第33条の13若しくは第33条の17の命令の実施に係る工事	申請に係る工事が令第5条第3号の工事に該当することを証する書類
	第4号 砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の認可又は同法第23条の命令の実施に係る工事	申請に係る工事が令第5条第4号の工事に該当することを証する書類
省令第8条	第1号 土地改良法第2条第2項の土地改良事業、同法第15条第2項の土地改良事業に附帯する事業（農業集落排水施設整備事業を含む。）又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第1号の工事に該当することを証する書類
	第2号 火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可若しくは同条第2項の届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可若しくは同条第2項の届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第2号の工事に該当することを証する書類
	第3号 家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項又は同法第23条第1項若しくは第3項（これらの規定を同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第62条第1項において準用する場合を含む。）に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第3号の工事に該当することを証する書類
	第4号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第4号の工事に該当することを証する書類
	第5号 土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第5号の工事に該当することを証する書類

法令	工事の内容	書類の種類
第6号	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の除去土壌等の保管に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第6号の工事に該当することを証する書類
第7号	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	申請に係る工事が省令第8条第7号の工事に該当することを証する書類
第8号	国若しくは地方公共団体又は次の法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ① 地方住宅供給公社 ② 土地開発公社 ③ 日本下水道事業団 ④ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑤ 独立行政法人水資源機構 ⑥ 独立行政法人都市再生機構	申請に係る工事が省令第8条第8号の工事に該当することを証する書類
第9号	宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	盛土又は切土をする土地の求積図
第10号イ	令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないものに関する工事	土石の堆積をする土地の求積図
第10号ロ	令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないものに関する工事	
第10号ハ	工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものに関する工事	1. 主となる工事内容の説明書 2. 主となる工事の工事現場の位置及び施工期間が分かる施工計画書等の書類

第10節 手数料

【地方自治法】

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場
合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手
数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

【宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例（平成22年宝塚市条例第11号）】

(趣旨)

第1条

地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料のうち、開発、都市計画等に関する事務に係る手数料は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料)

第2条

市長は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。別表第1において「盛土規制法」という。）の規定に基づく事務について、1件につき別表第1に定める手数料をその申請する者から徴収する。

法の申請に係る手数料は、地方自治法に基づき、法の事務を行う地方公共団体が定めることとなっている。事務処理市である宝塚市においても、宝塚市の手数料条例にて法の申請に係る手数料を定めている。

1 宅地造成等に関する工事の許可等の手数料

宝塚市における法の宅地造成等に関する工事の許可等の手数料を表3-10-1に示す。

表3-10-1 盛土規制法に関する手数料

No.	内容等	宅地造成等の面積等	手数料の額
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料 (法第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査)	(盛土又は切土をする土地の面積) 500㎡以内	13,000円
		500㎡を超え 1,000㎡以内	24,000円
		1,000㎡を超え 2,000㎡以内	36,000円
		2,000㎡を超え 3,000㎡以内	54,000円
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内	66,000円
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内	90,000円
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内	144,000円
		20,000㎡を超え 40,000㎡以内	218,000円
		40,000㎡を超え 70,000㎡以内	346,000円
		70,000㎡を超え 100,000㎡以内	488,000円
		100,000㎡を超えるもの	630,000円
2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料 (法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査)	(計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積) 500㎡以内	13,000円
		500㎡を超え 1,000㎡以内	24,000円
		1,000㎡を超え 2,000㎡以内	36,000円
		2,000㎡を超え 3,000㎡以内	54,000円

		3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内 10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内 20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内 40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内 70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内 100,000 m ² を超えるもの 上記以外の計画の変更に係るもの	66,000 円 90,000 円 144,000 円 218,000 円 346,000 円 488,000 円 630,000 円 10,000 円
3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料 (法第 18 条第 1 項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査)	(盛土又は切土をする土地の面積) 3,000 m ² 以内 3,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内 20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内 40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内 70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内 100,000 m ² を超えるもの	3,000 円 6,000 円 12,000 円 24,000 円 42,000 円 60,000 円
4	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料 (法第 12 条第 1 項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査)	(土石の堆積をする土地の面積) 500 m ² 以内 500 m ² を超え 1,000 m ² 以内 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内 2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内 3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内 10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内 20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内 40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内 70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内 100,000 m ² を超えるもの	11,000 円 13,000 円 16,000 円 19,000 円 28,000 円 31,000 円 38,000 円 52,000 円 72,000 円 100,000 円 130,000 円
5	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料 (法第 16 条第 1 項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査)	(計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積) 500 m ² 以内 500 m ² を超え 1,000 m ² 以内 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内 2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内 3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内 10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内 20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内 40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内 70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内 100,000 m ² を超えるもの 上記以外の計画の変更に係るもの	11,000 円 13,000 円 16,000 円 19,000 円 28,000 円 31,000 円 38,000 円 52,000 円 72,000 円 100,000 円 130,000 円 10,000 円
6	宅地造成等工事許可不要証明書交付申請手数料 (省令第 88 条の規定に基づく証明書の交付)		4,600 円
7	宅地造成等工事に関する証明 (台帳の記載事項証明の交付申請手数料) (法第 12 条第 1 項若しくは法第 16 条第 1 項の規定による許可又は法第 15 条第 1 項の規定による協議の台帳の記載事項を証する書面の交付)		1 件につき 300 円 (令和 8 年 10 月 1 日 からは 400 円)

第11節 監督処分

1 許可の取消し

【法】

(監督処分)

第20条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

市長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 規制区域内の工事主等に対する措置命令

【法】

(監督処分)

第20条

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで施行する工事

二 第12条第3項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第13条第1項の規定に適合していない工事

四 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

(1) 措置命令の対象となる工事

市長は、宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主、当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）及び現場管理者（以下この節において「工事主等」という。）に対して当該工事の施行の停止又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命じることができる。

ア 法第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反し許可を受けないで施行する工事

イ 法第12条第3項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

ウ 法第13条第1項に規定する工事の技術的基準等に適合していない工事

エ 法第18条第1項の規定に違反して、中間検査を申請しないで施行する工事

(2) 緊急を要する措置命令

市長は、工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、措置命令の対象となる工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

3 規制区域内の土地所有者に対する措置命令

【法】

(監督処分)

第20条

3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

- 一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地
- 二 第17条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第13条第1項の規定に適合していないと認められた土地
- 三 第17条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地
- 四 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

(1) 措置命令の対象となる土地

市長は、次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（以下この節において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

- ア 法第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反し許可を受けないで工事が施行された土地
- イ 法第17条第1項の規定に違反して完了検査を申請せず、又は完了検査の結果工事が法第13条第1項に規定する工事の技術的基準等に適合していないと認められた土地
- ウ 法第17条第4項の規定に違反して土石の堆積に関する工事を完了したときに確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地
- エ 法第18条第1項の規定に違反して、中間検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 市長による災害防止措置の代執行

【法】

(監督処分)

第20条

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 二 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。
- 三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災

害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

【省令】

（災害防止措置に係る費用負担）

第51条 都道府県知事は、法第20条第6項（法第23条第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

【行政代執行法】

〔費用の徴収〕

第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。

第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

(1) 代執行の対象

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。また、市長が、当該災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、負担させようとする費用の額の算定基礎を明示した上で、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

ア 法第20条第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

イ 法第20条第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

ウ 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、法第20条第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

(2) 代執行の公示

市長が、(1)イの法第20条第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないときに、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告する。

第12節 土地の保全等

【法】

(土地の保全等)

第22条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

1 土地所有者等の責務

土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（規制区域の指定前に行われたものを含む。本節において同じ）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 土地所有者等への勧告

市長は、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

第13節 改善命令

【法】

(改善命令)

第23条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第20条第5項から第7項までの規定は、前2項の場合について準用する。

1 土地所有者等への改善命令

市長は、宅地造成（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。本節の宅地造成等において同じ）若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置すると宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ（以下この節において「災害の発生のおそれ」という。この節において同じ）が大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この節において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限（以下「改善工事」という。）を行うことを命ずることができる。

2 土地所有者等以外の者への改善命令

土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって、災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。）に、改善工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、市長は、その行為をした者に対して改善工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 市長による改善工事の代執行

市長は、法第20条第5項から第7項の規定に準じて、自ら改善工事の全部又は一部を行うことができる。

第14節 立入検査及び報告の徴収

【法】

(立入検査)

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状態を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴取)

第25条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状態について報告を求めることができる。

【令】

(報告の徴取)

第39条 法第25条（法第48条において準用する場合を含む。）又は第44条の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- 三 土地に関する工事の計画及び施行状況

1 立入検査

市長は、法第12条第1項若しくは第16条第1項の許可、法第17条第1項の完了検査、法第17条第4項の完了確認、法第18条第1項の中間検査、法第20条第1項から第4項までの監督処分又は法第23条第1項若しくは第2項の改善命令の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状態を検査させることができる。

2 報告の徴収

市長は、土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状態について、次の事項に関する報告を求めることができる。

- (1) 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- (2) 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- (3) 土地に関する工事の計画及び施行状況

第15節 経過措置

【法附則〔令和4年5月27日法律第55号〕】

(経過措置)

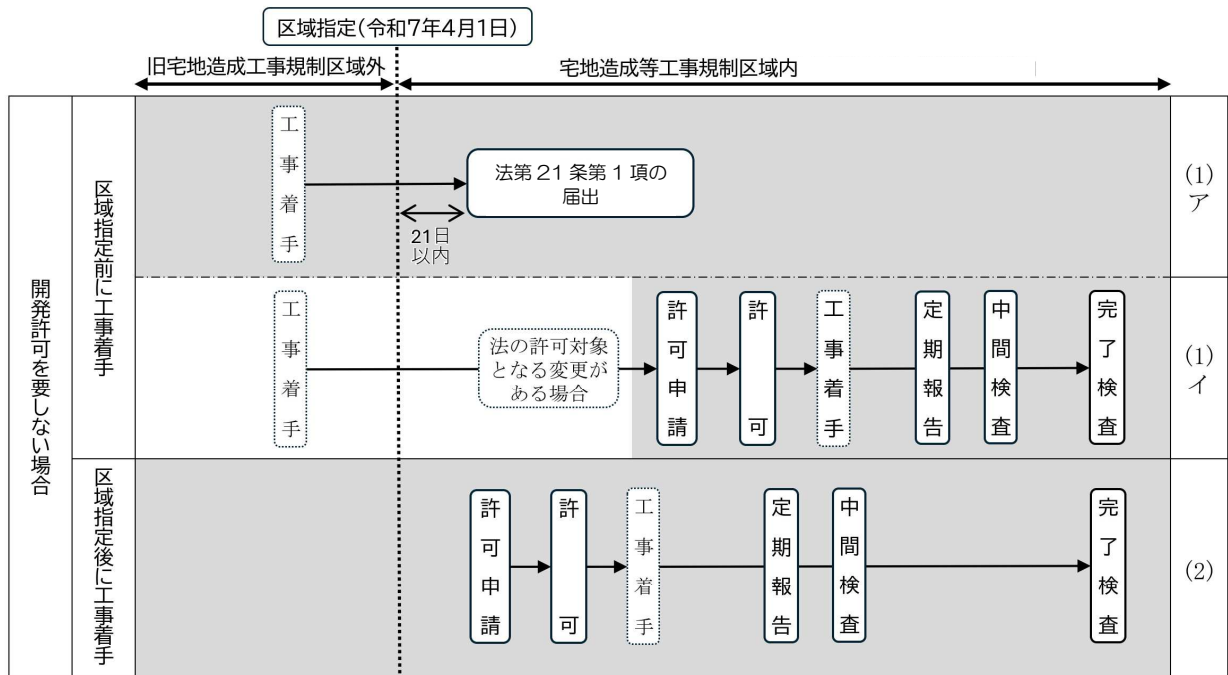
第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域（以下この項及び次項において「旧宅地造成工事規制区域」という。）の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日（第3項において「施行日」という。）から起算して2年を経過する日（その日までこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「新法」という。）第10条第4項の規定による公示がされた新法第4条第1項の都道府県の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあつては、当該公示の日の前日）までの間（次項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。

2 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第8条第1項本文（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を含む。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

法の施行の日である令和5年5月26日から知事が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定（この節において「区域指定」という。）に係る公示をする日の前日である令和7年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）の旧宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、なお従前の例による。

旧法第8条第1項本文の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法の開発許可を含む。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間内において、なお従前の例による場合を含め、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

1 旧宅地造成工事規制区域外であつて開発許可を要しない場合の手続



【凡例】

■:法の許可対象となる工事

□:法に基づく手続

□:その他の事項

図3-15-1 旧宅地造成工事規制区域外であつて開発許可が不要な場合の手続のイメージ

(1) 区域指定前に着手する工事

ア 区域指定の際、当該区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、法第 21 条第 1 項の規定に基づきその指定があった日から 21 日以内に、当該工事について市長に届け出なければならない。

イ 区域指定の際、当該区域内において行われている工事が宅地造成等に関する工事に該当しない場合であって、当該工事の計画を変更することにより、変更後の工事が宅地造成等に関する工事に該当することとなる場合は、当該変更後の工事は、法第 12 条第 1 項の許可の対象となる。

(2) 区域指定後に着手する工事

区域指定後に、宅地造成等に関する工事に着手する場合は、当該工事は、法第 12 条第 1 項の許可の対象となる。

2 旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を要しない場合の手続

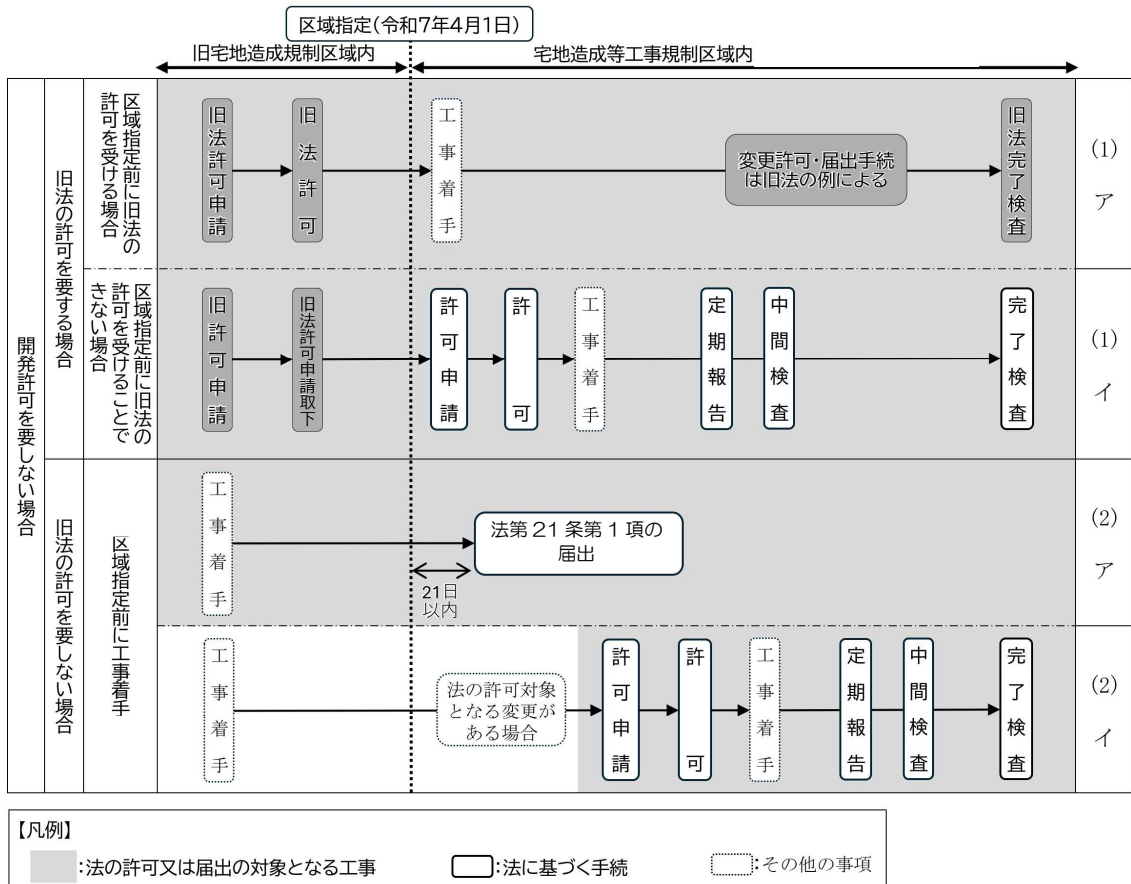


図 3-15-2 旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を要しない場合の手続のイメージ

(1) 旧法第 8 条第 1 項の許可を要する宅地造成に関する工事

ア 旧法第 8 条第 1 項の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間内において、なお従前の例による場合を含め区域指定後においても、なお従前の例による。

イ 区域指定前に旧法第 8 条第 1 項の許可を申請した場合であっても、区域指定の際、当該申請をした工事が許可されていない場合は、当該工事は、法第 12 条第 1 項の許可の対象となる。

(2) 旧法第 8 条第 1 項の許可を要しない工事

ア 区域指定の際、当該区域内において行われている宅地造成若しくは特定盛土等（令第 3 条第 4 号の盛土であって、当該盛土をする土地の面積が 500 ㎡以下のもの）又は土石の堆積に関する工事の工事主は、法第 21 条第 1 項の規定に基づきその指定があった日から 21 日以内に、当該工事について市長に届け出なければならない。

イ 区域指定の際、当該区域内において行われている工事が宅地造成等に関する工事に該当しない場合であって、当該工事の計画を変更することにより、変更後の工事が宅地造成等に関する工事に該当することとなる場合は、当該変更後の工事は、法第 12 条第 1 項の許可の対象となる。

3 旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を受ける場合の手続

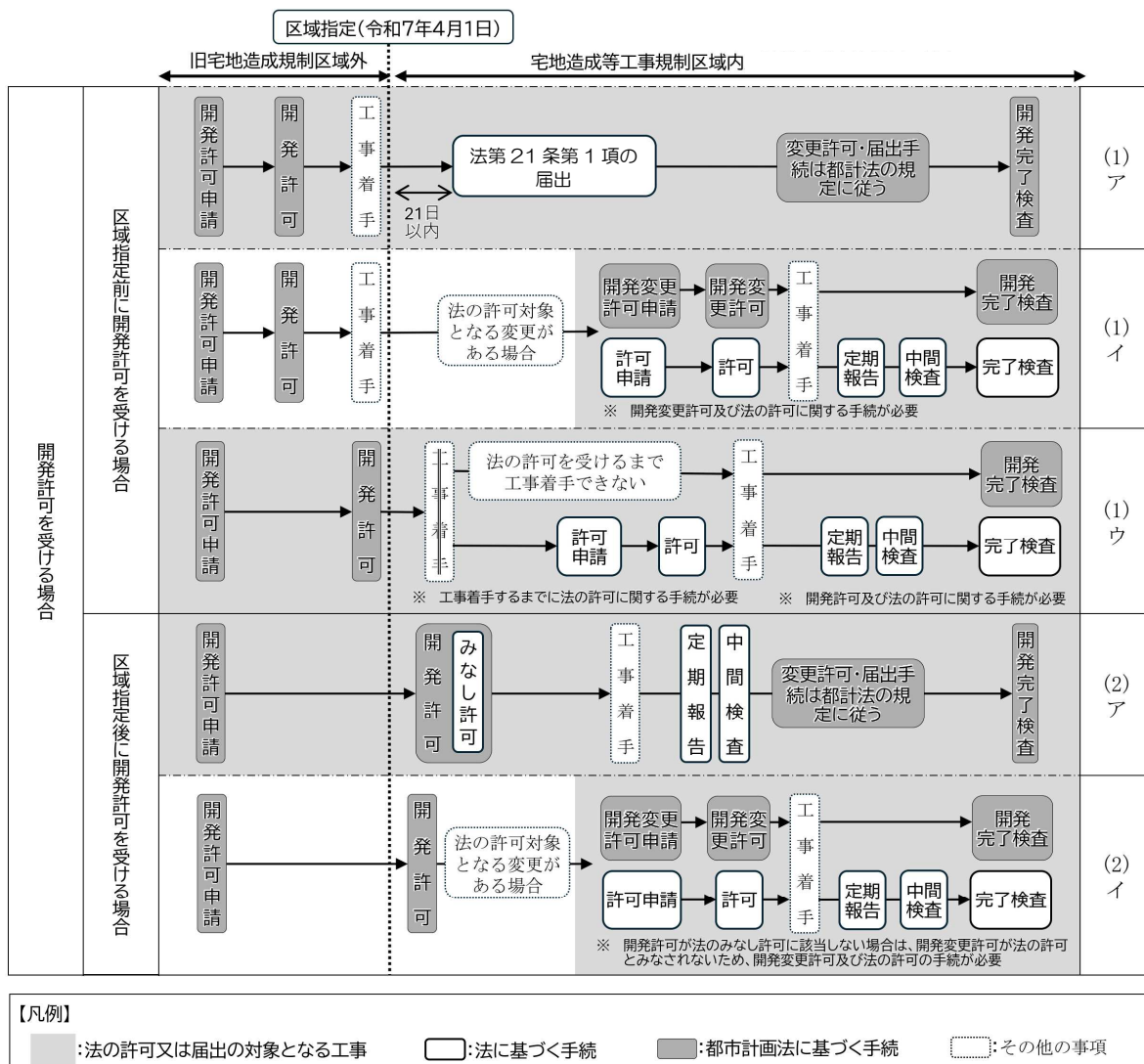


図 3-15-3 旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を要する場合の手続のイメージ

(1) 区域指定前に開発許可を受ける場合

ア 区域指定の際、当該区域内において行われている開発許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事主は、法第 21 条第 1 項の規定に基づきその指定があった日から 21 日以内に、当該工事について市長に届け出なければならない。

イ 区域指定の際、当該区域内において行われている開発許可を受けた工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当しない場合であって、工事の計画を変更することにより、変更後の工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当することとなった場合は、当該変更後の工事は、都市計画法の規制に加え、法第 12 条第 1 項の許可の対象となる。

ウ 区域指定前に宅地造成又は特定盛土等に関する工事について開発許可を受けた場合であっても、区域指定の際、当該工事に着手していない場合は、当該工事は、法第 15 条第 2 項による許可の特例が適用されないため、都市計画法の規制に加え、法第 12 条第 1 項の許可の対象となる。

(2) 区域指定前に開発許可を申請し区域指定後に開発許可を受ける場合

ア 法第 12 条第 1 項の許可を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、区域指定前に

開発許可を申請し、区域指定後に開発許可を受けた場合は、当該工事は、法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

イ 区域指定後に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当しない工事について開発許可を受けた場合であって、当該工事の計画を変更することにより、変更後の工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当することとなった場合は、当該変更後の工事は、法第 15 条第 2 項による許可の特例が適用されないため、都市計画法の規制に加え、法第 12 条第 1 項の許可の対象となる。

4 旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を受ける場合の手続

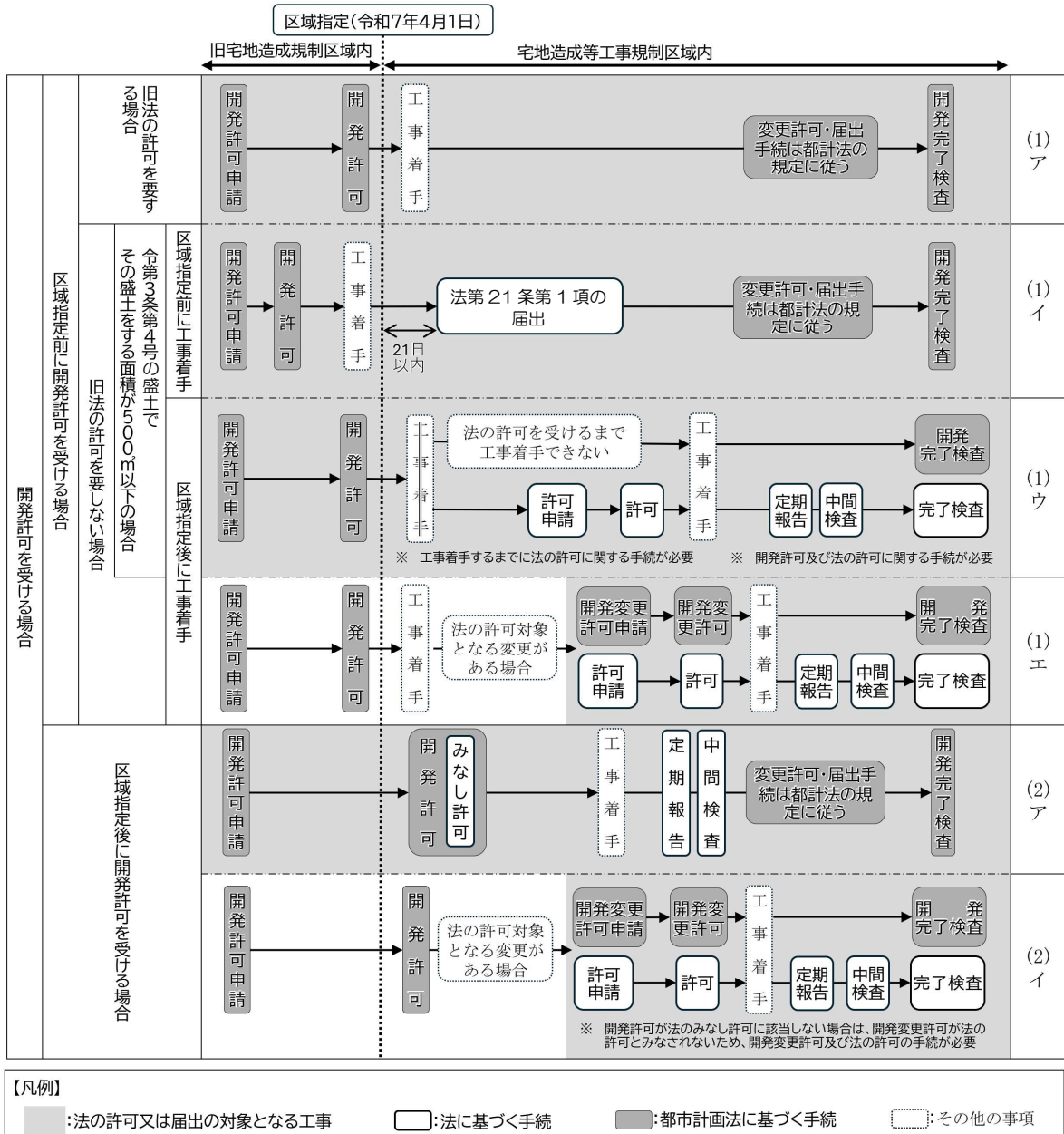


図 3-15-4 旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を受ける場合の手続のイメージ

(1) 区域指定前に開発許可を受ける場合

ア 区域指定前に、旧法第 8 条第 1 項の許可を要する宅地造成に関する工事について開発許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間内において、なお従前の例による場合を含め区域指定後においても、なお従前の例による。

イ 区域指定の際、当該区域内において行われている旧法第 8 条第 1 項の許可を要しない宅地造成又は特定盛土等（令第 3 条第 4 号の盛土であって、当該盛土をする土地の面積が 500 m²以下のもの）に関する工事の工事主は、法第 21 条第 1 項の規定に基づきその指定があった日から 21 日以

内に、当該工事について市長に届け出なければならない。

ウ 区域指定前に、旧法第8条第1項の許可を要しない宅地造成又は特定盛土等（令第3条第4号の盛土であって、当該盛土をする土地の面積が500㎡以下のもの）に関する工事について開発許可を受けた場合であっても、区域指定の際、当該工事に着手していない場合は、当該工事は、法第15条第2項による許可の特例が適用されないため、都市計画法の規制に加え、法第12条第1項の許可の対象となる。

エ 区域指定の際、当該区域内において行われている開発許可を受けた工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当しない場合であって、工事の計画を変更することにより、変更後の工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当することとなった場合は、当該変更後の工事は、都市計画法の規制に加え、法第12条第1項の許可の対象となる。

(2) 区域指定前に開発許可を申請し区域指定後に開発許可を受ける場合

ア 法第12条第1項の許可を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、区域指定前に開発許可を申請し、区域指定後に開発許可を受けた場合は、当該工事は、法第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

イ 区域指定後に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当しない工事について開発許可を受けた場合であって、当該工事の計画を変更することにより、変更後の工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当することとなった場合は、当該変更後の工事は、法第15条第2項による許可の特例が適用されないため、都市計画法の規制に加え、法第12条第1項の許可の対象となる。

第4章 罰 則

第1節 罰 則

【法】

第55条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 二 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けたとき。
 - 四 第20条第2項から第4項まで又は第39条第2項から第4項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第13条第1項又は第31条第1項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第36条第1項若しくは第4項又は第37条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第23条第1項若しくは第2項、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第42条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第24条第1項（第48条において準用する場合を含む。）又は第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する

- 一 第5条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
- 二 第6条第1項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行つたとき。
- 三 第21条第1項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第25条（第48条において準用する場合を含む。）又は第44条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

第59条 第49条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第55条 3億円以下の罰金刑
- 二 第56条第3号 1億円以下の罰金刑
- 三 第56条第1号、第2号若しくは第4号又は前3条 各本条の罰金刑

第61条 第16条第2項又は第35条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の過料に処する。

1 罰則の内容

法の罰則については、表4-1-1に示すとおりである。

表4-1-1 盛土規制法に関する罰則

適用条文	刑の内容	適用を受ける者
法第55条	3年以下の懲役又は 1,000万円以下の罰金 【法人重科】 3億円以下の罰金（全 てに適用）	① 許可を受けないで宅地造成等に関する工事をした者 （法第12条第1項又は第16項第1項に違反） ② 偽りその他不正な手段により許可を受けた者（法第20条 第2項から第4項までに違反） ③ 市長の災害の防止のため必要な措置に関する命令に違反 した者（法第20条第2項から第4項までに違反） ④ 技術的基準に適合しない工事の設計をした者等（法第13 条第1項に違反）
法第56条	1年以下の懲役又は 300万円以下の罰金 【法人重科】 1億円以下の罰金（③ に適用）	① 完了検査、完了確認若しくは中間検査の申請しなかつた 者又は虚偽の申請をした者（法第17条第1項若しくは第 4項又は第18条第1項に違反） ② 定期の報告をしなかつた者又は虚偽の申請をした者（法 第19条第1項に違反） ③ 市長の改善命令に違反した者（法第23条第1項若しくは 第2項又は第47条第1項若しくは第2項に違反） ④ 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者（法第24条第1 項（第48条において準用する場合を含む。）に違反）
法第58条	6箇月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	① 基礎調査のための土地の立入りを拒み、又は妨げた者 （法第5条第5項に違反） ② 基礎調査において、市町長の許可を受けないで障害物を 伐除した者、又は知事の許可を受けないで土地に試掘等 を行った者（法第6条第3項に違反） ③ 規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関す る工事の届出又は公共施設用地の転用の届出をせず、 又は虚偽の届出をした者（法第21条第1項又は第4項 に違反） ④ 擁壁等に関する工事の届出をせず、又は虚偽の届出を した者（法第21条第3項に違反） ⑤ 市長が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者 （法第25条（第48条において準用する場合を含 む。））

適用条文	刑の内容	適用を受ける者
法第59条	50万円以下の罰金	① 許可を受けた工事主で、所定の標識を掲示しなかった者 (法49条に違反)
法第61条	30万円以下の罰金	① 許可に関する軽微な変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (法第16条第2項に違反)

2 両罰規定

法第55条第3項では、同条第2項の技術的基準に適合しない工事の設計者又は施行に関する違反があった場合は、その違反が工事主又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科することとされている。